

第六十一回国会 農林水産委員会 議 録 第二十四号

（三七五）

昭和四十四年四月二十三日（水曜日）

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 丹羽 兵助君

理事 安倍晋太郎君

理事 藤本 孝雄君

理事 森 義親君

理事 大石 武一君

理事 金子 岩三君

理事 白濱 仁吉君

理事 瀬戸山三男君

理事 野原 正勝君

理事 藤波 孝生君

理事 伊賀 定盛君

理事 佐々栄三郎君

理事 芳賀 貢君

理事 米内山義一郎君

理事 樋上 新一君

出席國務大臣

農 林 大 臣

出席政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林省農政局長

水産庁長官

委員外の出席者

水産庁漁政部長

参 考 人

（全国農業協同組合中央会常務理事）

安 井 七次君

参 考 人

松任谷健太郎君

門 員

本日（の）会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

漁業近代化資金助成法案（内閣提出第四三三号）
農林水産団体に關する件（農業協同組合の管理、運営等に関する問題）

○丹羽委員長 これより会議を開きます。

農林水産業団体に關する件について調査を進めます。

この際、参考人出頭要求に關する件についておはかりいたします。

すなわち、農林水産業団体に關する件、特に農業協同組合の管理、運営等に関する問題について、本日本委員会に、全国農業協同組合中央会常務理事安井七次君の出頭を求め、意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○丹羽委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

安井参考人には御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席くださいますと、まことにありがたいと存じます。

ただいま本委員会におきましては、農林水産業団体に關する件、特に農業協同組合の管理、運営等に関する問題について調査いたしておりますが、本問題につきましては、参考人の忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、参考人の御意見は、議事の都合上、委員との質疑応答の形で述べいただくことといたします。

○丹羽委員長 質疑の申し出がありますので、これを許します。柴田健治君。

○柴田委員 安井参考人には、御多用中おいでをいただきましてありがとうございます。私たちの

考え方を率直に述べさせていただき、それにお答えを願いたい、こう思っております。ふしつけない、失礼な点があるかと思ひますが、前もってお許しをいただいておりますと思ひます。

今国会に農協法の一部改正法案が提出されましたことは御承知のとおりだと思います。それに關連して質疑を続けてまいりました。最終段階で、今日の農業協同組合の運営なり、管理なり、また経営の内容なり、こういう点で多々問題点がある、こういうことから私たちは論議を深めておるところであります。

特に、三段階制になっております今日の日本の協同組合の実態から見て、末端の総合農協なりまた専門農協、府県段階、中央段階、こういうことで安井参考人も御承知のように、戦後いろいろ紆余曲折してまいりました協同組合の経過というものが、そうした背景は十分御理解願つておると思ひますが、昭和二十四年にドッジ経済九原則が示されてデフレ政策をとられた。その時点で戦前戦後の産業組合、農業会、そういうものの不良資産を受け継いだ点もございしますが、非常に農協運営が苦境に立たされたことは御承知のとおりだと思います。そういう苦い経験を私たちはよく見て、体験をいたしておりますがゆえに、今日のインフレ的な通貨政策の中で、安易な農業協同組合の運営というのを考えたらいへんかということになるのではないかと、将来のことを考えて、われわれは一つ不安と心配を持つがゆえに見解を尋ねておきたい、こう思っております。

いま、私たちが問題といひますが、考えておりますことは、中央会が果たす役割りというものです。昭和二十九年の法改正で、そういう戦後の歴史的経過を踏まえて、全国中央会、府県中央会ができたその意義、そういうものについて、今日ま

で中央会の幹部諸君が最大の御努力をされた功績は認めますけれども、私たち外部から、第三者的な立場からながめておると、まだまだもの足りないという点がある、そういう考えを持つわけでありま

す。これは見解の相違と言われればそれまででありま

すけれども、私たちが公正な目で見て、中央会の役割りというものは、法の精神から見て十分機能が發揮されておるかどうか、こういう点で、まず自信のほどをお伺いしたいと思うので

す。

○安井参考人 中央会の果たす役割りを現在果たしておるかどうか、さらに将来にわたつてどう考えるかという御意見のように承りました。

お答えをいたしますと、農協の役割りは、農民の組織を發展させて、組合員の経済的な社会的な地位を引き上げていくところにあります。この組織を土台にして、中央会の役割りは、法の七十三

条の九で、組織、教育その他いろいろのご指導をいたすということに相なっております。

そこで、それはそれなりに私は県の段階を含めて果たしてきかと思っております。しかし、十分であるとは考えません。しかしながら、問題は農村の事情が変わり、農家経済が変わつていく、それに即応した組織あるいは事業、そういう指導をやっているかどうか、このところは、私は今後十分考える必要があると思っております。事態に即応をいたすように、われわれはわれわれなりに組織の問題なり、事業活動の問題は進めておりますが、しかし十分でないことは、やはり認めざるを得ないし、同時に、農村の経済状態が非常に変化が目まぐるしい。これに対応するには、十分な今後の検討なり即応する対策が必要であらう、こう考えています。

しかし、一言で申し上げますならば、われわれは二年前の農協大会で、これらの事情を踏まえ

て

一

昭和四十四年四月二十三日

第一類第八号

農林水産委員会議録第二十四号

て基本構想を立てております。これに即応する組織も考へております。それで農協全体が意識統一をして事業を進めるのが、いまわれわれの最も大きな役割りである、こう考へております。

○柴田委員 現状の経済の諸情勢の認識の上に立つて、中央会が持つておる役割りとして、組合の組織、事業及び経営の指導、教育全般にわたつて、組織運営の自主的な監督、そういう運営の内部にわたつての指導力を強めていく、そういう役割りを持つておることは、私たちもそういう点は理解いたします。そういう理解の上に立つて判断した場合に、今日農協のあり方というものが、いま国民各階層からいろいろ批判が出ておる。これは率直に私たちも認めざるを得ないのであるか。

それはなぜかという、協同組合、協同主義というものの本質、そういうものからいへば、一般の民法上できてる法人組織の株式会社、そういう株式会社とは違つて、やはり相互援助、相互協力という共存共栄という立場で、お互いの組合員同士の社会的、経済的地位の向上をはかつていくという一つの組織的な任務というものはある。そういうことから考へて、協同組合、協同主義の大原則というものは営利主義をとつてはならない。非営利主義であり、最大率主義でなければならぬ。こういう原則がくずれはけない。

しかし、いまやもすればそれがくずれていく傾向がある。どちらかという半ば利潤追求というか、利益優先というか、もうけたらいいんだ、もうけなければいけないではないかという、独立採算制といふか、そういう考へ方が半ば支配しておるのではない。協同組合の非営利主義、最大率主義、こういう路線から、幹部諸君の認識が少しはずれておるのではない。これは認識の問題ではないか、こう思ふのですけれども、そういう点で世の各階層から批判を受けて、御承知のように農林省のほうからこういう——お手元にもらわれたらいいのですが、こういう経営の内容です。

結局、生産農民の直接生産に關連のない、間接的にあるといへばあるような事業がたゞさん行なわれてきたということ。ホテル事業もやり、不動産売買事業もやる。農協の役員がそういう別法人をつくつて、別の人格を持つ会社組織をつくつて、それに重役に入つておる。農業が曲がり角に來た、農業の危機だといわれながら、農協の役員が全精力を集中して、農協の運営に當たらなければならぬのに、役員がそういう方向へ加つていくという幹部のものの考へ方というものが、私はみんなから批判を受ける一つの原因になつておるのではない、こう思ふのですが、そういう姿が正しいものかどうか。農協中央会のあり方として、指導性を強めていく内部的な強い機関である中央会の立場からいって、そういう役員の方針をお聞きしたいのです。

○安井参考人 原則を離れて営利主義になつていゝるのではないかと御指摘のようでございますが、全体としてそうなつておるとは私は考へておりません。しかし、一部ないとも申し上げかねます。

そこで、問題は農村の事情も変わり、組合員の経済も変わり、したがつて農協の事業範囲が拡大をいたしましたために、往々にして何でもかんでもやり、営利主義におちいつておるのではない、か、そういう考へ方を持たれる方も多くなつたのではなからうかと思ひますけれども、組合員の経済活動をやつておるところでございますから、間口が広くなることもやむを得ないと思ひます。

具体的に、ホテルを経営しているというお話がございましたけれども、いまお話しのように第二会社として、組合員の福祉事業として、健康の問題として、普通の営業並みのホテルでは組合員では入れませんから、安くしたそういうものを施設しておるところがございます。しかし、出資を要しますから、總會等で十分組合員の意見を聞いて、同時に積み立て金等の長期資金の運用の観点から考へて、そういうことに相なつておると思ひます。

す。その内容を見ますと、一、二のもの以外は、必ずしも営利的な利益をあげていないのではなからうか、きよに考へております。

○柴田委員 私は、安井参考人の実態調査が足らぬのではないかと気がしますが、これは一つの例を申し上げたので、その他冠婚葬祭、美容院、あらゆるものをやつておられますが、営利主義に立っていないと言われるのです。ホテルのごときは、六千円も七千円もの宿泊料金をとつていゝるところがあるのです。この点は、各地の料金一覽表をくらひ、中央会の幹部は常に目を通し、内部指導を強めていくという自主監督という、自主的な監督を強化していく立場から、常に資料を集められて勉強せられたほうがいいのではないかと気がいたします。これは、今後十分そういう点は御検討をお願いしたいと思います。

それから、時間がございせんからいろいろ申し上げますが、それならなぜ不正事件が起るのか。結局、職員がつい使ひ込みをするとか、少しどうしたとかいうのは額が小さい。役員が不正事件を起すのが額が大きい。この四十二年度だけを見て、一人頭の役員が不正事件の被害金額は一億五千六百九十四万二千円も出ておる。これは何を意味しておるか、何で不正事件が起るのか、もうけ主義になつておるからですか。ある程度利益を上げよう、資金運用の面でうまく効率的にやつて利益を上げようということが半ばねらいであつて、こういうことがたまにまひつかつたのではないでしようか。これは利潤追求か、利益優先という考へが幹部のどこかにひそんでおるのではないでしようか、こういう不正事件を起すのは。この点どうですか、安井参考人。

○安井参考人 先生のおっしゃいましたように、不正事件が、件数、金額とも毎年ふえてきておりますことは、申しわけがないと思つております。そこで、全中といひましたのは、いま御指摘のような、なぜそういう事態があるのかといふところを、件数等を調べてその対処策を考へておりますが、やはり役員のところ、それから首脳職員の

ところ、その仕事に長く職員がおるところ、そういうところに問題が発生しておるようであります。と同時に、信用事業、このところに多いようです。

この対策としては、やはり何といひましても、根本的には役員職員の自覚の問題であると思ひます。先生御指摘のようなどころもあるかと思ひますが、やはり組合原則に立つての、組織としての職員、役員、職員の自覚の問題、次は管理体制、牽制作用等の仕組み、また、どういふてもやはり誤つて間違ひを起すことということがありますから、監査体制を強化する、われわれはこの三点を中心にして、監査体制の場合には昨年から三カ年計画で、三年目には監査員を約倍にして、一年に一組合は、役所と同時に、地方庁と同時に全部やれ、そういう仕組みでいま進んでおります。

○柴田委員 いまの御答弁の内容は十分私は理解します。今後の取り組み方として監査機能を強化して、国または府県の行政機関とタイアップして監査を強めていくという考へ方はいい。ただ、私が御指摘申し上げたのは、この不正事件が起る原因というものは、ただ役員の人の問題であるとか、またその職に長年勤務しておるからというのじゃなく、自分の金ではないんだ、組合員の金であるのをうまく運用して、もうけてやろうという利益優先主義があつたのではないかと、何となく私には尋ねていくという考へ方がある、何となく私には尋ねていくという考へ方がある、易な考へ方があつたのではないかと、こういう点をどういふ分析のしかたをしていいのか、不正事件の内容の分析のしかたが問題なのです。その点お尋ね申し上げたのです。利益主義に立っていないと先ほど御答弁をされたのですけれども、こういう不正事件を一つ取り上げてみても、どうも利益優先というものの、利潤追求というものが、頭のどこかにあるから、不正貸し付けたり、定款以外、きめられた貸し付け限度額以外に金を貸すとか、土建会社に金を貸すとか、何とかしてうまくけてやろうという、資金運用だけの問題ではなく

して、もうけようという気持ちがあつたかどうかということにわれわれは関心を持つてゐるわけですが、そういう点の一つの解明がないというのは、中央会の常務理事としてはどうかと思つてゐるのですが、この点どうですか。

○安井参考人 その点は、十分なる調査はもちろんでしてありません。先生のおっしゃるの、個人的な利益追求、利潤追求、それから組合としての経営上の利潤追求、それから正しくないと思ふながらやつた問題、知らないでやつてゐる問題、深みへおちついた問題、それらに分かれるだろうと思ひます。農協全体が利益追求のために不正事件を行つてゐると思つておけません。

○柴田委員 この問題は、内部矛盾として、今後ひとつ御検討をお願いしたい重大な問題だと思ひます。

もう一つは、自己資本と固定資産との関連なのですが、いまはインフレ的な通貨政策ですから、固定資産のほうが自己資本より少々ふえても表面にあらわれてこない。けれども、これがデフレに方向が変えられた時分に——組合の自己資本をオーバーして固定資産をふやしておる組合がたくさんある。この点についての指導、今後の中央会がそういう面においてどういう役割りを果たしていくかという、そういう取り組みの姿勢をひとつ伺ひたいと思ひます。

○安井参考人 御指摘のように、自己資本の不足は農協全体として認めてゐます。そこで、一昨年の農協大会で自己資本造成に取り組むことにきまつて、昨年から農協の自己資本造成の運動に入つております。

御承知のように、現在農協の自己資本は一千四、五百億と思ひます。かなり財務処理基準令に達しないものが多いのですが、今後流通施設等を考えますと、先生御指摘のような必要がさらに生じますので、この運動の目標としては一組合員五万円——現在は大抵二万四丁足らず、ところによつては、北海道のようになつて五万円ほどになつておると思ひますが、全国的に見れば二万円

足らずのものです。それを全国的に五万円程度にして、総額三千五百億円。そういったと、われわれが計算いたします場合に、三年後ではやや財務処理基準令にひつかかる組合が少なくなる、そうしてかなり見込まれる施設も、流通上、生産上の施設もそれでやれるのではなからうか、こういうことで、いま第一年度を終わりましたが、第一年度は第一年度でかなりの効果をおさめておると思つております。

○柴田委員 私たちが一番心配してゐるのがその点です。もう一つは固定資産への投資の問題ですが、やはり農業協同組合は生産協同体なんです。その生産協同体として生産から販売、それから消費者に至るまでの流通の面の全部に任務、役割りを持つておるわけですから、その点に力を入れていかなければならぬと思ふのです。だから、生産に必要な固定資産の増加ならわれわれは認めざるを得ないけれども、生産にえらい関係のないような固定資産をふやすような運営のあり方というものについては、中央会はずっときびしい監督を強める必要があるのではないかと。そうしないといふいろいろな弊害が出て、他の中小企業者との摩擦が起きて、お互いに共存共栄という立場でやつていかなければならぬのに、中小企業、零細企業といふのとけんかをしてまで他の施設をふやしてどんだんやる。一方で、固定資産がふえてくると自己資本とのバランスが破れて、アンバランスになつてくると出資金の増額だ、これは財務処理基準令でどうだということ、罪汚れのない農民にぶつかける、こういうことになりまふから、やはり地域社会全体のことを考えて、農業協同組合が果たす役割りといふものがある程度明確に指導していかなければならぬではないか。

その明確の線といふものは、これだけ経済が複雑化して、世の中が多様化してきたから非常にむずかしい問題ではあるけれども、やはり農業協同組合の任務といふものは明確にする必要があるのじゃないか。だから、生産即販売に至るまでの施設、こういうものについては、たとえば選果場

をつくるとか、集荷場をつくるのかなんとかいう、そういう生産に必要な、組合に必要な施設の固定資産をふやすのは理解できます。けれども、何でもなないことではいろいろなものをつくつていくといふことは私は疑問がある。この点の線をどこで引くか、それをどこで指導を強めて是正していくかといふことなのですが、この点についての見解をひとつ。

○安井参考人 御指摘のように、この自己資本造成運動を起こしますときに、生産、流通の対策が必要で、いかなるものをその県ではつくるか、組合ではつくるか、団地を中心に具体的に考えて、それに要する資金造成、それを考えておられます。いわゆるわれわれの基本構想の一環として昨年から取り組んでおるわけです。私は、これで自己資本の造成ができると思つておりますが、さらに考えますのは、これとあわせて組合員の生活設計、これとあわせてむだなく運用するということを考えたい、こう思つております。そうなりますれば、いま先生おっしゃるように、農協もむだなところへは投資しないし、総会も認めないでしよう。そういう方向に進んでいきたいと思つております。

○柴田委員 私、今度の不正事件や、現在の農協の運営管理をずっと見てまいりますと、組合の中にどこかに欠点というか、欠陥があるのではないかと。その欠陥の早期発見というか、そういうものを常時見つけ出すのは、その役割りを果たすのは中央会ではないか、法の精神からいつても。それから、中央会はずつとつたか、そういう点からいつても、中央会がそういう欠陥を見出す役割りを果たす一つの重要な機関である。それだけに、われわれは中央会にそういう期待感も大きいわけです。期待も大きいわけですから、中央会の現状の機構、人員、給与、そういうものについて万全な対策が、府県を含めて中央会では立てられておるのか。

それから連合会では、県段階から以上の職員給与ばかりでなしに、末端の単協の職員の給与に至

るまで、どうやって指導強化というか、中央会が指導して給与の平均化というか、均衡をはかつておるのか。まだある組合では低いし、ある組合では高いしというアンバランスがあるんじゃないか、バランスが破れておるんじゃないか、こういう考え方もわれわれ持つておるわけですが、そういう機構の問題、人員構成の問題です。

それから、要するに管理の面からいふと、役職のポストをたくさんつくつておる。これは、府県段階はたくさんでございまして、単協のほうはまたそれに準じ、課長制、部長制、たくさん管理体制を強化する。意味はわかるんですが、あまりにも役職員が多過ぎるというか、役付が多過ぎるというか、そういう面から、そういう機構いじりでポストだけをたくさんつくつていく、そういうことに力が注がれて人を使うというか、職員の仕事ワークをとるのにある程度欠けておるんじゃないか、こういう気もするわけです。これは見方によりまして、そういうことで機構なり、人員なり、給与なり、この問題について、中央会としてはどういう考えをもつて今日まで指導してこられたか、今後どういう方法でそういう点については取り組んでいけるのか、見解をお聞きたいと思ひます。

○安井参考人 お話の資料をきょうは持つてまいつておりません。全国的な人員、給与、そういうものはあとでお届けをいたしたいと思ひますが、あるいは農林省にあるのかと存じます。

そこで、考え方ですが、中央会からいいますと、これは単協、県の段階、われわれの段階、一体活動が必要といたしますところ、機構は全国的に見てどうあるべきかというところで研究をいたした結論を出して、それで、各県がそれを基準に機構をつくるようにお願いをいたしております。ただ、県の大小、それから経済事情、それらで必ずしも統一をされておるませんが、一貫性を持つようになつております。

賃金は、私ここで答へる資料もありませんが、おおむね地方庁、そこを目標に進んでおりま

して、これも大小さまざまです。地方によって違うようです。単協の段階になると、一様に私は低いと思っています。大型合併農協は、最近非常に伸びてきております。これが現状であろうと思います。

これは、先生御指摘のとおりに一体化活動ですから、それらの条件を含めて、全国的にできるだけ統一をしたい、こういうことで考えております。

○柴田委員 まあ私は、そういう人の問題で、特に先ほど申し上げたように、今後気をつけてもらいたいことは、たとえある農協の理事が、農協も出資しておる別の法人に役員が入っていく、こういうことが起きておるのです。そういう場合、そういう法人組織に役員が入ってはいらないという規定はないけれども、その農協を今後どう発展させていくかというのを考えた場合には、エネルギーを分散させるということは好ましい姿ではない。ただ職員を出向させることは考えられるけれども、役員が出向していくというようなことは、私はどうかと思う。役員がそういう別法人の重役として入っていく行為は、中央会としては好ましいと思われるか、いたし方がないと思われるのか、今後は直すべきだと思われるか、その点の見解を聞いておきたい。これは人の問題と関連して、職員ばかりの人事でなくて、役員の問題についても、あわせて今後の考え方を聞いておきたい。

○安井参考人 おっしゃいますのは、兼業を禁止するということお考えじやなからうかと思えます。この問題はいろいろ意見がありまして、私は、いまだどちらがよいかきめておりません。

○柴田委員 私は、中央会がまだ何とも考えていないというのはどうもふに落ちないのですが、結局中央会の果たす役割り、任務というものは、やはり農協の運営管理、全体の指導性を強めていくという役割りを持つておるのです。組合員の教育活動も経済活動も、それは農政活動の中で指導することはわかっていますけれども、組合という

組織の強化と組織運営の合理性、近代化、こういう面から考えて、指導をする役割りを持つておる中央会ですね。その中央会の幹部の皆さんが、そういうことについて検討もせられないということ、私はおかしいと思うのです。これはおかしいと思うのです。それで、国会で一つこういう問題が提起されたのだ、役員会でそういう問題を今後検討して、どちらか方向を打ち出してもらいたい、と、こう私は強い意見を持つていますが、この点については、中央会の幹部会にでもかけて、将来の農協運営のあり方、こういう立場から、兼職の問題についてはどうあるべきか、あるべき姿というものを私は検討して打ち出すべきじゃないか、こう思うのですが、今後そういう点については、役員会でも検討される御意思があるかないかを聞いておきたい。

○安井参考人 私が申し上げましたのは、兼業禁止をしてよいという考え方もあります。ところが、これは組合員の意思を受けて、重要な第二会社だから、会長が兼務をしなから見なさい、これも組合員の意思である場合は、それは尊重しなければいかぬ。これは先生もよく御承知のことだろろうと思う。われわれが頭の中で兼業禁止を考えてみたって、組合員の意思をはねのけてそれでいくということには、こういう組織には非常に困難性があると同時に、矛盾があると思えます。やはりこのところは、組合員の意思と兼業禁止とどうかみ合わすかということとをわれわれはいまだめる段階にきていない、問題ではあるけれども、したがって、ここで理事会にひとつ提案して、直ちにどうという考えは持つておりません。もう少し模様を見たいと思います。

○柴田委員 これはまあいづれ農林省の考え方も聞かなければなりませんので、日を改めて聞きたいと思うのですが、中央会に国も県も助成をしておるのですから、金を出しておる農林省がそういう考え方でどうとられるか、中央会だけに私たちがお尋ねを申し上げても結論が出ないと思いますから、将来この問題に対しては、中央会の独自の

立場で検討してもらいたいという一つの問題点として提起をしておきたい、こう思います。

次に、私は今日の単協の実態から見ても、今度の法案で請負耕作ができるということで法の改正を急いでおるわけですが、この請負耕作について、中央会の受けとめ方、それはほんとうにやれるのかということ、人員の問題、労働力の問題、また技術の問題、この三本の柱がはつきりしないと、これはなかなかできにくい問題だ、こう思うのです。

今日中央会、農業団体が、いまの農村の田舎の状況、出かせぎをどう踏まえてこれに取り組んでおるのか。いま、東北はもろろんですが、大都市付近に近距離の出かせぎ、遠距離の出かせぎ、長期の出かせぎ、短期の出かせぎ、いろいろ分類すると種類はたくさんございますけれども、しかし、出かせぎをしておることは間違いない事実なんです。農業団体が、中央会が、独自で指導性を発揮して、この出かせぎの実態についてはつかむようにひとつやたらとらうか。それと取り組んでおられるのかどうか。そして取り組んでいければ、今後どういう方法で取り組んでいくか。

各府県別なり出かせぎの実態をある程度つかまないと、実際の営農方式というものは計画が立たないのではないか、単協自体において、一年三百六十五日、ただ自分のところで五反なら五反つくっておって、あとはもうほとんど出かせぎをしておる、そういう農家を今後どう転換していくのか、それを中心に、いま五反つくっておいても、この人間には専業農家としてやる力もあるし、これは出かせぎをやめさせて専業専門にやらしたらどうかという、そういう出かせぎの農家もあるわけですが、これは将来どうしてもだめだ、これは専業農家にはならない、そういう農家は方途を考えて転業してもらおうとか、そういう実態をつかむには、やはり今日の農村の出かせぎの実態、労働力の関係というものを調べないと、総合農政なんといったら、これは、基本的なものを調査しないと、そういうものを分析しないと、私は成り立つ

てこないと思うのですが、この点について、農協中央会はどういう構想を持っておられるのか、見解を聞きたい。

○安井参考人 お話の調査はいたしておりません。今後どうするかは十分検討したいと思っております。

そこで、それらに関連する将来の考え方は、われわれのほうでは、当分兼業、そういうところから自立農家へとゆるやかに進んでいくのではありませんか、そうして十年後、われわれはこれを世代交代期と考えておられますけれども、かなり農村の世代は交代して、じわじわと兼業農家が離れて進んでいく、十年後にはかなり変わるであろう。そこへいくまでに営農団地造成、基本構想の中にあります集団生産組織、それで進んでいて、自立農家造成のところへ進んでいったらどうだろうか、こう考えております。

そこで、それに対応するために、われわれは、基本構想なり営農団地の造成なり、今度御審議をいただいております農協が組合員の委託を受けて農業経営をすることが一番よいのではなからうか。そこで、いまそういうことをやっておりますのは非常にたくさんございまして。しかし、これは技術信託、作業の受託の形でいまやっております。今度の法律が通りますれば、営農の受託のところまで、農業経営全体の受託までやるわけでありまして、私は十分でございまして、そこへ進んでいくことはまた十分慎重にやりたい、こう思っております。

○柴田委員 十年先のことを安井参考人は言われたのですが、十年先まで漸進的に取り組むという考え方も、それは一つの考え方としてはわかりまされども、当面、こういう現行法規を改正して直ちに作業をやるということになりますれば、やはり技術体系の整備、また機械器具の整備、労働力の問題、こういうので、安井参考人いま農協の当面の最高責任者だから御承知されておると思うけれども、農業協同組合が生産から販売という役

削りを持っておりながら、販売、加工というものは全然考えていないのです。ただできたものを売るといっただけで、その売る問題についてもあまり力を入れてない。現在、長い歴史を持ってきたその機構の中へ送り込んでいく役、そういう役割りだけであって、要するに流通の改善の役割り、いま農協としてはあまりできてない。それから加工の面においてもあまり力を入れてない。農民はただつくだけの役割りをしている。つくって出したら、あとは全部今度は消費者生活になるわけです。要するに、農産物の加工というものにもっと力を入れるべきではないか、こう思うのです。

いま、私は農協を回って一番おそれ入ることは、農協がコカコーラを売っている。バナナを売っている。バナナを売ったりしなくてもいいんです。日本の農民がつくるリンゴでもブドウでも売ればいいんです。バナナをわざわざ農協が売らなければならぬ理由がわからない。コカコーラをなぜ売らなければならぬか。牛乳を売ったらいじやないですかね。コカコーラの弊害というものは、どれだけ弊害があるか。あれをあまり飲むと、糖尿病がふえるのですよ。医学のことは別として、要するに即消費者だから、組合員の嗜好に合わせて売ったらいんだというのでなしに、やはり生産から加工、販売という、消費者ということに関連して、農協の経営、運営については、そういうきめのこまかい指導も必要じゃないかと私は思うのです。それで、やはり農協が労働力を確保するためには、農産加工にも力を入れていく。そして出かせぎをしなくて、やはりAならAの町村のその出かせぎの労働力をどうその村にとどめていくかという、ただ耕地の拡大で経営に参加するのではなく、加工場でも参加をしていく、農村の加工場にも参加をしていく、そして労働力を確保していくという方法も、一つの方法論としては考える必要があるんじゃないか、こう思うのです。

この点について、十年先のことを私は聞くのでなしに、今日から労働力の問題というのは真剣に

取り組む必要があるんじゃないか。だからその点について、私は中央会ほう少し綿密な調査をする必要があると思う。ただ役所に、農林省にまかしておけばやるのだとか、指導を強めればできるんだとかということではなしに、中央会はそのま心で配って、農業協同組合の運営、管理なり機能を充実するように指導性を発揮すべきじゃないか、こう私は思うのです。見解をお聞かせください。

○安井参考人 米麦以外はいろいろ加工にも手をつけ、販売もやっております。加工の問題も、たとえば中央機関では、御承知のように集配センターに付属するそれぞれの加工施設を持ってやっております。ただ、全体として少ないんじゃないかという意見には、私も同感でございます。

ただ、加工事業は、先生も御承知のように、よほど規模の大きさを考えないと、大体失敗をいたしております。失敗にこりて単協ではやらない、県段階もなかなかやりにくいというのが実情であろうと思っております。しかし、勇敢にやっております。今後、この点は十分検討させてもらいたいと思っております。

○柴田委員 最後に、わざわざ来ていただいて、苦言を呈したり、かつてな意見を申し上げました点はお許しをいただきたいのですが、とにかく農業協同組合が、今後元気を出してやってもらわなければならぬ点がたくさんございます。しかし、今日の農協の購買事業、販売事業、生産事業、加工事業全体を含めて判断した場合に、率直にいつてどちらかというと売らんかな主義におちいって

おる。何でも売ってしまううけさえすればいいのだという営利主義の方向に走っているんじゃないかというの、大体万人の認めざるを得ない点ではないか。それは中には優秀な農協もございます。優秀な農協もございますが、やとともすればそういう営利主義に走っているのではないか。昭和元禄のムード、レジャームードに酔って、営農を忘れて、どちらかというと購買事業に力点を置いていて、これは組合員へのサービスだといって割り切

区分というものはまだ明確になっておるわけですから、そういう点の違反のないように、他から誤解を受けないように、農協のほんとうのあり方というものを、今後中央会が良心に従って指導的な役割りを十分果たしてもらいたい。

苦言を呈しまして、失礼な点はお許しをいただきたいと思いますが、どうもありがとうございます。

○丹羽委員長 神田大作君。

○神田(大)委員 非常に時間がないところでありますが、せっかくのおいででございますし、今後農協は、この法改正によって営農指導、委託経営をやらなければならぬという重大なことでございまして、私から、このことと関連して二、三について御質問申し上げます。

まず第一に、営農指導体制が、いまの単協にいたしまして、あるいは県段階、中央会段階等におきまして、実際に営農を指導したり、あるいは委託するだけの準備が私はできていないのじゃないか、こういうふうな考えです。今度の法改正の重点は委託経営をやるということでございますが、これに對しまして中央会はどのような準備が、今後これに對する指導を行なうつもりであるか、お尋ね申し上げます。

○安井参考人 営農指導員は、現在一万四千五百人ほどおります。おそろしく二組合二名くらいおりました。そして、さらにこれを強化して進んでいきたいと思っております。

それから当面の問題、農民の委託を受けて農業経営ができるかどうかは、先ほど申し上げましたが、現在技術信託という名前で、経営全体の受託ではありませんが、もちろんこれは現在の農協法では許されておられません、許されておる技術信託、作業の受託ですね、これはぜひふん行なっております。かなりの成果もおさめております。先ほどお話しがありました労働力不足、それから、各農家が一年農業機械を買っておつてはたまらぬ、そういうところからそういう傾向がふえて、事実行なっておりますから、これをさらに具体的

に、作目の基準から、どれだけの反収をあげてどれだけだけの経費をどうするかといふこまかい営農指導、経営受託、そこへ入っていくことになりまして、その点は、私は経験から見てもやれる、やらなければならぬ。しかし、きめ方は慎重に、十分単協の方と協議をしてやればやり得るという確信を持っております。

○神田(大)委員 われわれも、日本の農業の大きな転換期にあたりまして、農協が営農経営に乗り出して、これを合理的に、しかも近代化して、農業の今後の行き方を示すことは非常に大事だと思ふのです。やれるというふうなことであります。が、やれるかやれぬかは今後の問題といたしまして、これはやらなくてはならない準備体制、これを私はぜひ本腰を入れていかなくてはならない。そのためには大型の機械化、あるいは機械の共同利用とか、そういう点においては、基盤整備の問題もありまして、いふおかれておる。諸外国に比較すれば問題にならぬほどおこなわれている。これが日本の農業の臨路になっておるのであるから、それを大きな力を持っておこなうの農協組織が、計画的にしかも合理的にこれを取り上げることができかねないかが、今度の法改正の骨子にもなるから、この点をひとつ本腰を入れてびしびしやって、諸外国等にひけをとらないような農業の近代化を進めてもらいたいと思ふのです。安井さんはそういうお覚悟であれば、それ以上は申し上げます。

次に、いままでも農協のあり方を見てもみると、私は大臣にも質問したのですが、どうも大企業の商品をただ受け売りしているとか、あるいは農産物を市場に送るだけである。こういうことじやなしに、単なるそういう購買、販売というふうなことでなしに、やはり、先ほどもちよつと質問があったように、もっと加工とか利用とか、そういう単協や県段階ではやれないようなことを全国段階においては取り組むべきである。そうしなければ、三井や三菱でつくったものをマークだけ変えて農協の製品だなんといつて売って、しかも

マーシンの相当高く取つて、市場の製品と比較すると何ら安くはないというような批判を受ける。特に、農業等におきまして、そういう批判が多い。農協で売っている農産物は高いのではないかと、これを、われわれ末端におきましてしよつちゅう聞いている。それはどこに原因があるか。それはいろいろ原因はあるでしょうが、そういうような問題について、購買、販売ということ以外にもしなければならぬ問題がたくさんある。加工方面においても、利用方面においてもある。あるいは大企業を牽制するような施策をとらなければならぬ。何も大資本のもつて持ちをいつまでも農協はやっていくべきではないと私は思う。そういう点についてどうお考えになりますか、お尋ねしたいと思ひます。

○安井参考人 ここで、私は仕事のやり方を多少申し上げたいと思ひますが、全購連の購買事業、それから全販連の販売事業、それから中金、信連がやっております五兆円運動にいたしまして、決してばらばらにやるのではなくて、先ほどから申し上げました農協全体で立てておる基本構想の中で、その角度から購買事業はどうあるか、販売事業はどうあるか、貯金の吸い上げはどうあるか、それらをきめてやっております。したがって、売らんかなというものは、総合的に見まして私は多少違いがあるように思ひます。違いがあると私は確信を持っております。

そこで、大企業の受け売りというお話は、外観上そういうぐあいに見られても私はやむを得ないかと思ひますけれども、いまの都市の消費者が無防備に近い購買状態から見れば、農村の消費物資、生産物資の購入は非常に防衛をされておる。それが全体運動として大メーカーと、たとえば、皆さんにこれから御審議をいただきますよう肥料新法等、大メーカーとの価格の協定決定としてありますように、大都市に比べてわが農村の組合の消費者防衛の対策は、私はこれは認めていただきたい。

そこで次に、先ほど先生もおっしゃいました、一番手がおくれておる加工事業、食品事業、これは、私もこれから十分検討して、その規模を考へながら拡大強化すべきだ、こう考へております。この点は先生おっしゃるとおり、十分そういうところで進みたいと思つております。

○神田(大)委員 次に、最近単協の役員との、県段階の給与と、中央段階の給与が格差があり過ぎる。なぜあり過ぎるかというと、やはり手数料といふものが、マーシンといふものと、あるいは不均衡である。これはぜひ正しなればならぬと思ひます。しかも、中央段階においては、農村の実情もよくわからぬようないわゆる官僚化の傾向が強い。一番末端で働く農協の役員が苦勞して、しかも給与も少ない。ところが、中央においてはこれをきくべしパー作業をしておりながら、比較的待遇がいいというようなことに對して、末端からの不平不満が非常に強い。これはひとつ中央会あたりで、ぜひこの段階で是正すべきである。勤く者が貧乏して遊んでゐる者が豊かになる、そんなことは協同組合の精神に相反することであつて、私は、この問題は徹底的に是正してもらいたいと思ひます。

そのためには機構、組織の問題、これにもやはり手をつけるべきであるが、私は、単協の無制限な膨大な合併は賛成しません。五千人とかあるいは一万人とかいうような合併をやっておりますが、こんなマンモス単協をつくつてうまくいくわけがない。人間の能力には限度があるのでありますから、組合長にいたしまして、あるいは専務にいたしまして、これらの統括する能力には限度がある。そういう意味合いにおいてマンモス的な合併はなく、ある程度適正な合併はやむを得ないでしょう。しかし、そういうように末端の合併を推進しながら、中央段階、県段階においては、何らこれに對して努力をしておられない。こういう点においても、私は改善すべき点があると思ひますが、これらの給与関係、マーシン関係、手数料関係等は、詳細あとで資料がありましたら

お届けいただければ幸いです。これを一つお願いすると同時に、これらについての安井常務のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○安井参考人 御指摘のような情勢が窮迫をいたしております。といひますのは、大型農協ができてから、簡単にいひますれば、県の段階は荷物を軽くしていいのではないかと。そこで、事業の合理化、事務の合理化あるいは手数料の問題、そういうところの発展をさせておきたいので、一昨年から一年半ほどかかちまして、単協の意思を反映させるその立場から見た系統の事業はどうであつてよろしいか検討を續けてまいりまして、結論が出ました。

結局、この合理化を急ぐべきだ。具体的に、手数料を合理化の線で幾らにするかは当事者同士できめろ、また、いかなる仕事をこの段階でするか、そういう合理化も十分当事者同士でやりなさい、全中が相談に乗りましよう。それから発展をいたしまして、大型農協と全連連との問題ではない。御承知のように大型農協は、われわれの意思が反映しないから直接全連連に加入をさせろといつておりましたが、しかし、それより先にいまの検討して、段階を一段階はずすのがいいかどうかは次の結論にして、おのの段階の機能分担のあり方、これを検討して、それから組織問題に入りましようという研究会を一年やって、私は過日の理事会で申したのでありますが、これはもう農協全体として考える問題だ。そこで、全中の定款上定められてあります総合審議会で、事務の合理化、単協の意思の反映する事業のやり方、それに関連するマーシンの問題、それはいかにあるべきか、それからそれがだんだん発展いたしますと、現在の組織三段を認めるにいたしまして、事業二段階の方法もあるのではないかと、農協全体の意向としてきめて実施に移したい、こういうぐあいにいま進んでおります。先生お話し資料は、われわれのほうで調査をいたしましてお届けをいたしたいと思ひます。

○神田(大)委員 そういう話でございますから、私は最後に、非常に重大な段階に來ておる日本の農業をどのようにして近代化し、合理化するかという問題、いま言った農協自体の合理化、近代化の問題、これをやらなければ、単協にしてもあるいは大型の農協にしても系統を離れます。これを離れるということになりますと、これは農協組織といたしまして、また農民の立場からいいますと大きなマイナスになることとございますが、それをみずから農協自体において基穴を掘るようなことをしないで、この際これを引き締めていくために、早急に近代化、合理化の点について御努力をし、諸外国に匹敵できるような農業経営に持つていくようにひとつお願いしておきたいということを、最後に申し上げまして私の質問を終わります。

○丹羽委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人には、御多忙のところ長時間にわたり御出席をいただきましてありがとうございます。委員会を代表して、委員長より厚くお礼を申し上げます。(拍手)

○丹羽委員長 漁業近代化資金助成法案を議題といたします。

この際、政府より補足説明を聴取いたします。

○森本政府委員 漁業近代化資金助成法案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法案は、提案理由で御説明申し上げましたとおり、漁業者等に対し水産業協同組合または農林中央金庫が行なう長期かつ低利の施設資金の融通を円滑にするため、国が、都道府県の行なう利子補給の措置に對して助成し、またはみずから利子補給を行なう漁業近代化資金融通制度を設けて、漁業者等の資本整備の高度化をはかり、その経営の近代化に資することを目的としております。

以下、法案の内容につき若干補足させていただきます。

第一に、漁業近代化資金の貸し付けの対象とな

る者及び貸し付けを行なう融資機関の範囲について申し上げる。

まず、漁業近代化資金の貸し付けの対象となる者につきましては、第二条第一項において「漁業者等」として規定しております。その範囲は、漁業者及び水産加工業者につきましては、漁業を営む個人及び水産加工業者を営む個人のほか、漁業を営む法人のうち常時使用する従業員の数及び使用漁船の合計総トン数が一定規模以下であるもの、漁業生産組合並びに水産加工業者を営む法人のうち常時使用する従業員の数が一定規模以下であるもの、漁業協同組合及び水産加工業者協同組合の組合員資格のあるものであります。以上のほか、貸し付け対象となる者は、漁業協同組合、水産加工業者協同組合及びこれらの連合会といたしております。

次に、漁業近代化資金の貸し付けを行なう融資機関につきましては、第二条第二項に規定しております。すなわち、融資機関は、組合系統資金を活用するという本制度の趣旨に従いまして、貸し付け事業を行なう漁業協同組合または水産加工業者協同組合、信用事業を行なう漁業協同組合連合会または水産加工業者協同組合連合会及び農林中央金庫といたしております。

第三に、漁業近代化資金の内容についてであります。これは第二条第三項に規定いたしております。

漁業近代化資金は、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化に資するために、融資機関が貸し付ける漁船の建造等に要する資金及び漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の取得等に要する資金で政令で定めるもののうち、一漁業者等にかかる貸し付け金の合計額、償還期限、据置き期間及び利率が一定の要件に該当するものとしております。この場合、漁船資金につきましては、おおむね沿岸及び沖合い漁業に従事する漁船に重点を置くという観点から、原則として総トン数七十トン未満の漁船にかかる資金を貸し付けの対象とする

することを予定しております。

次に、一漁業者等にかかる貸し付け金の合計額は、漁業協同組合、水産加工業者協同組合及びこれらの連合会に貸し付ける場合には、原則として一億円以内といたしております。また、漁業者または水産加工業者のうちに、政令で定める者に貸し付ける場合には、原則として四千万円以内とし、その他の者に貸し付ける場合には、一千万円の範囲内で政令で定める額以内を原則とすることとしておりまして、漁業者等の経営の実態に応じて所要の額を定める予定であります。

次に漁業近代化資金にかかる償還期限及び据置き期間は、それぞれ二十年及び三年の範囲内において政令で定めることとしております。これらは、それぞれの施設の耐用年数等を考慮して定める予定であります。

さらに、漁業近代化資金にかかる利率は、年七分以内で政令で定める率以内といたしております。この政令におきましては、漁業経営の実情その他の制度金融とのバランス等を勘案して、総トン数二十トン未満の漁船、漁具その他の個人施設にかかる資金については年六分以内、二十トン以上の漁船及び共同利用施設にかかる資金については年七分以内と定める予定であります。

第三に、漁業近代化資金にかかる利子補給の措置についてであります。これは第三条及び第四条に規定いたしております。

まず、都道府県の利子補給にかかる政府の助成措置につきましては、都道府県が融資機関との契約により漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができるとしてあります。この場合の補助率は、二分の一を予定しております。

次に、農林中央金庫の貸し付けについて政府が直接利子補給を行なう措置についてであります。が、都道府県の区域を越える区域を地区とする連合会等の共同利用施設資金につきましては、都道府県による利子補給によりがたいと考えられますので、このような場合には、全国的機関たる農林

中央金庫が貸し付けを行ない、これに政府が直接利子補給の措置を講じようとするものであります。これに伴い、政府と農林中央金庫との利子補給契約、利子補給金の支給年限、利子補給金額の限度等につき所要の規定を設けております。

また、これらの措置に関連して、農林中央金庫が行なう漁業近代化資金の貸し付けにかかる期間につきましては、第五条において農林中央金庫法の特例を規定しております。

このほか、漁業近代化資金の貸し付けを受けて取得された共同利用施設につきましては、附則において地方税法の特例を設け、不動産取得税の軽減をはかることとしております。

以上、この法案の内容について申し上げました。が、昭和四十四年度におきましては、漁業近代化資金の融資ワックとして百億円を予定し、利子補給補助金及び利子補給金を含め、所要の予算額として二千四百万円を計上いたしております。

なお、漁業近代化資金の円滑な融通に資するために、本資金にかかる漁業者等の債務につきましては、中小漁業融資保証法に基づく保証及び保険の制度の適切な運用をはかる所存であります。

以上をもちまして、漁業近代化資金助成法案についての補足説明を終わります。

○丹羽委員長 以上で補足説明を終わります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤波孝生君。

○藤波委員 漁業近代化資金助成法案の審議に入るにあたりまして、問題点について伺いをいたしたいと思っております。非常に時間が限られておりますので、質問の申し出の方々も多いようでございますので、ごく簡単にお伺いをしてまいります。まず、簡潔にお答えを願って、ひとつ審議の促進をはかってまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

最初に、農林大臣にお伺いをいたしますが、近年、水産物の需要が非常に増大してきておりまして、国内の食料需要を中心にいたしまして、高度化、多様化の様相を呈しておるわけでありまして、

そういう中で、漁業の総生産量につきましても、増加の一途をたどっておりますけれども、漁業界内部を見ますと、いろいろな問題をかかえております。資本投下による金融の問題でありますとか、労働力の不足でありますとか、また沿岸等におきましては漁場が荒廃して、水産資源が枯渇をしてしまつたといふような問題、各業界ともかかえておるわけでありまして、

そういう中で、幸いに農林大臣御就任以来、水産行政につきましては積極的にお取り組みいただいております。第四次漁港整備計画を中心として、漁業の伸展については非常な御熱意を示していただいております。この際、この法案を御提出になるにあたりまして、漁業施策についての大臣としての基本的な姿勢を、ひとつ伺いをいたしておきたいと思つております。

○長谷川国務大臣 お話にもございましたように、昭和四十二年度の漁獲高は例年にならぬ数字を示したことは事実であります。しかし、反面また需要のほうもたいぶ多くなつてまいりまして、それでもまだ足りないというのが現在の日本の実情でございます。

さらに、このごろになりました沿岸漁業というものも非常に少なくなつてまいりました。そこで、まず第一に沿岸漁業というものをどういうような施策をもって今後進めていくか、これをまず考えなければならぬ。

それには、本年度提案していろいろ皆さん方に御審議を願つたりしましたところの漁業関係の法案にも載つておりますけれども、さらに、現在海の土地改良をやりたいというような考え方も持つておるわけでございます。したがって、海の基盤整備を行ない、そしてさらに、漁船が老朽化してきておりますから、これを若返らせなければならぬ。それには、日本の潜水技術というものが非常に各国に比べて高いから、これら大いに活用して、魚礁というものをひとつ改革したらどうなんだという考え方も持つて、着々その方向に進めておりますし、さらに放牧をやろうじやない

か。陸上の放牧ばかりではなくして、海の中の放牧的なものも考えていこうじゃないか。そういうようないろいろな施策を考へまして、そういうよう漁港の整備、大型魚礁の設置等、こういうような漁業生産基盤というものの整備をまずしていきたい。つまり、それによって漁獲を高めてまいりたい。

要するに、一言でいえば、もつとつくる魚に専念していきたい。そういうような考え方をもち、昭和四十四年度から新たに発足をしているところでございます。

○藤波委員 そういった考え方の中で、今度漁業近代化資金助成法案を御提出になったわけでありますが、この法案を創設する趣旨と、並びにこの制度によってどのような政策効果をあげようとしておられるのか、簡潔にひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 申し上げるまでもなく、漁業をめぐる諸情勢に対応して、漁業の近代化を強力に進めていきたい。それには漁船、漁具、養殖施設等の整備拡充が、ただいま申し上げたように必要である。したがって、長期低利の資金の融通を一そう円滑にする必要があるだろう、こういうような考え方、また漁業協同組合等の系統金融機関においてもこれらを十分考へていただいて、資金量の充実をはからせていきたい、こういうような考え方によって、今回の法案を提案いたしました次第でございます。

○藤波委員 この制度は、いまも御説明のありましたように、漁協の系統資金を活用して行なっていくわけであります。現在、漁協などの系統組織の現状はどういうことになっておるか、また漁協及び信漁連の貯金、貸し付け金の現状について、ひとつ水産庁長官からお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 系統組織の状況でございますが、地区組合が現在約三千七百。概況を申し上げますと、組合数は年々減少しております。そのかわり組合の地区あるいは組合員数、職員数等々が

増加して、組織としては充実しつつあるというのが概況でございます。

それから金融の状況は、御案内のように三十七年、三十九年貯蓄増強運動をやつてまいりまして、貯金も漸次増加をしております。最近では千数百億に達しているという状況でございます。また、それに伴つて貸し付け金もやはり増加をしております。

一口にいいますと、漁協系統の金融の關係の事業も漸次拡大、伸長しつつある概況でございます。○青波委員 ただいまの漁業問題に關連をしまして、私から二、三お伺いしたいと思ひます。

ただいま日ソ漁業交渉中でありまして、非常な微妙な段階になっておりますので、私のほうからはできるだけ、大臣としてこの席で発表でき得る点についてお伺いをしたいと思ふのであります。が、まず、本年度の北太平洋におけるところのニシンの刺し網漁業についてであります。

すでに御承知のとおり、昨年の操業期日をもうすでに過ぎておるわけであります。現地に於けるところの船主並びに乗組員というものは、非常な不安と動揺にかられておるわけでございます。また御承知のとおり、一日この操業というものがおくれますと、まことに価値のないものになってしまうという段階であるわけであります。当然、所管大臣である農林大臣は、非常に努力しておることとは私も承知はいたしておりますけれども、こういうような状況にかんがみまして、ただいままでの交渉の推移、経過並びに今後の見通しについて、御発表のできる点だけをひとつまず最初に伺いをしたいのであります。

○長谷川国務大臣 今度の日ソ漁業交渉問題は、非常な重大な問題がひそんでおります。それは、御指摘のようなニシンの問題でございます。いまあちらでも、ソ連の主張をわれわれは聞き入れざるわけにはまいらない、したがって、これらの問題を打開すべく——資源保護という点についてはわれわれも同じ考え方でございまして、ソ連だけが資源保護をやつておるのではなくて、増殖をどうやるか、そしてその資源保護をどうやるかと

いう点については、わが日本も今日まで大なるこれに対するところの考慮を払つて進んできておるところでありまして、したがって、これらの問題をめぐりまして、保護上この水域には云々というような問題も出てきておる關係もございまして、それらに對しまして、われわれはそれを認めるわけにはいかぬ、こういうような主張でございます。それから、長引いております。したがって、漁民がこれらに大なる心配をしておりますこともよくわかりました。漁業に携わる方々が心配しないように、なるべく早くこれを除去し、そしてその目的が達せられるようにと思ひまして、日夜努力を傾けておるところでございます。

しかしながら、残念ながらまだその解決を見るに至つておりません。したがって、それに対する今後の施策といたしましては、もうこのままにしておくわけにはいかぬから、解決次第すぐに漁獲に出られるように、一般の出漁する十分な用意を整えてもらつて、その期間になるべく早目にこれらの交渉の結果を得たい、こういうように考へておるところでございます。

詳細な経緯につきましては、長官から御説明を申し上げます。

○森本政府委員 日ソ漁業委員会のほうは、御承知のように、前段としまして資源状況の検討をやりますが、ほぼ現段階におきましてはそれが済んだところでありまして、したがって、ニシン並びにサケ・マスにつきまして、規制内容というのをいま討議に入つておるという段階であります。

目下交渉中のごときでございますから、内容を詳しく御説明するのは差し控えたいと思ひますが、ニシンにつきましては、特にコルフオ、カラギンなりギジガ湾におけるソ連側の主張は、そういう地方における資源状況が非常に悪化してきておる、したがって、ソ連内部においても沿岸漁業に對して相當な規制をやつてきたし、また、今年もやらざるを得ない、したがって、日本側に対してもその点は協力してくれというのが、一口に言いますと向こうの主張であります。

資源の見方につきましては、ソ連側と日本側にも食い違ひがございます。そういう点をベースにいたしまして、私どもとしてはソ連側の主張には応ずるわけにはいかぬということ、目下交渉を熱心に行つておるという段階でございます。

○青波委員 すでに御承知のとおり、昭和三十八年から母船式四船団、七十一—その船が出漁しておるわけでありまして、しかも、その内容を見てみますと、単船操業、単船經營の漁業者であるわけでございます。御承知のとおり、昨年のニシンとサンマの樺受け網漁業というものは、二つともいままではないうような未曾有のいわゆる不漁であつたわけでありまして、そういうさなかに、年頭から今度のいわゆるニシンというものに最後の期待をかけたわけで、そしていままでの借財とか、そういうものを返済すべく船体の準備、もちろん機械の準備あるいは乗組員の確保、そういうふうには実はあらゆる努力をしておつたわけでございます。

ここへまいりまして、ただいまのような形でありまして、おそらく船主といつたしましては、あるいはまた漁民といつたしましては、路頭に迷う、倒産をするという非常に危険な状態にあるわけでありまして、したがって、交渉がどうであろうと、一部には強行出漁しなければならぬという考え方も実はあるわけでありまして、そうしますと、統一して非常に重要な鮭鱒の漁業問題が、これまた継続して討議されるわけでありまして、それによつて影響も國際外交の中で、漁業交渉の中で非常に支障が生ずるのではないかと思ふのであります。

したがって、そういう状況の中でありまして、政府といたしましては努力はいたしておるでありまして、ただいまのお話を伺ひまして、さうであると思ひます。ひとつ妥協の方に向つていくように、この委員会を通じて強く要望すると同時に、最後に、大臣が立つてしまつたので、ひとつ政務次官から強い決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○小沢(展) 政府委員 菅波先生おっしゃるとおりだと思いますが、先ほど大臣からもお話がありましたように、私どもは、現在非常な危機にあるそうした漁民、漁業経営者の方々のことを考え、今回の交渉に期待を持っておられることも十分承知をいたしておりますので、最善の努力を払う決意でございます。

○菅波委員　ありがとうございます。

○藤波委員　続いて、近代化資金の問題について二、三点お伺いをしてまいりたいと思うわけですが、今度この近代化資金制度を創設したわけですが、一応波に乗ってくれば、漁業者のほうもこの制度の活用については、十分ワクもとれるであらうまいしょうし、早くいえば、なれていくというかつこうになると思うのですが、問題は、特に初年度の場合に、従来の農林公庫資金を活用しておったワクとの関係で、どういうふうにこの近代化資金へ切りかえていくかという問題があるうかかと思うのであります。したがって、どういうふうな形で初年度調整をしていくかとしておるのか。

資金需要は、大幅に増大してきつたのが昨今の現状でありますけれども、そういう中で、金庫公庫の水産関係の四十四年度の融資計画を見てみると、共同利用施設や主務大臣指定施設については、相当な減額の計画になっておるわけであります。こういう中で、増大する資金需要に対応できるのかどうかというたいへんな心配があるわけでありますが、従来の公庫資金との調整について、考え方を承っておきたいと思います。

○森本政府委員　今回、近代化資金ができましたので、原則として七十トン未満の漁船、それから漁具とか養殖施設等の、いわゆる従来の農林公庫で主務大臣指定施設といわれておりましたもの、それから共同利用施設、こういったものは、近代化資金によって融資をするということになろうかと思ひます。

要によりまして資金の供給が受けないケースもあろうかと思えます。そういう事態につきましては、もちろん公庫からも貸し出しをするということと、系統からも借りられないし、公庫からも借りられない、そういった状態にならぬように、私どもも十分配慮してまいりたいと思ひます。

○藤波委員　ぜひひとつ御配慮をお願いしたいと

思うわけでございますが、時間の関係もござい
ますので、ごく一例だけお伺いをしておきたいと思
うのです。

たとえば眞珠業界、これは現在いろいろ御努力
をいただいておるうちに、たいへんな不況におち
いつているわけでありますが、従来、公庫の融資
ワクで御無理をお願いして資金が流れておった。
ところが、新しい近代化資金の制度でやろうと思
いますという、あなたの業界は信用力が低下を
しておるのだからということで、なかなかワクが
取れない。しかも、従来の公庫資金にたようと
いたしますと、これは新しい近代化制度ができた
んだからそのほうへ行きなさい、こういうような
ことで、従来の公庫の資金にたよっておったもの
が、新しい近代化資金助成の制度ができたばかり
に、ということとはが悪いかも知れませんが、
でも、ちょうどその初年度不況におちいつておっ
て、業界の信用が低下をしておりますだけに、そ
れが口実になって非常にワクが狭められてしま
う。両方からあつち行け、こっち行けというか
うになつてしまふというたいへんな心配がある
わけがあります。これは、ほとんど現地では恐慌
に近いような気持ちで今度の近代化資金制度の運
用を見守つておるわけでありますが、その辺につ
いての調整をどのように持つていくとしておる
のか、もう一つ追加をして具体的にお伺いをした
いと思つております。

○森本政府委員 從來こういう個人の施設等

し出しのワクとしては、総体はかなり増加をするということになりました。したがいまして、資金需要に對しては、こちらの制度資金の融資ワクというのは相当拡大を見るところに於いておつて、けっこうだと思ひます。

ただ、而制度の運用上の調整といったような点から、関係業者のほうで、あつちへ行つても借り

られない、こっちへ行っても借りられないという

ことになりはせぬかというところで御心配をされておる。私も、従来からそういった御心配があることは十分承知をいたしております。したがいはりまして、繰り返すようでありますけれども、そういったことにならぬように十分ひとつ実行上配慮してまいります。

○藤波委員 非常に明快な御答弁をいただきましたので、安心をしたわけですが、ぜひひとつ、初年度でありますだけに、運用につきましましては十分な御配慮をお願い申し上げたいわけであります。

次に、この制度の貸し付けの対象となる資金の種類、それから貸し付けの金利、償還の期限及び据え置き期間及び貸し付けの限度などは、この法の第二条第三項において政令で定めることになっておりますが、どんな方針で運用していくかとしておろのか、お考え方を承っておきたいと思ひます。

○森本政府委員　資金の種類は、大宗は漁船でございりますが、先ほども申し上げましたように、漁船は総トン数七十トン未満を原則にいたしたい。それからその他の漁具、また養殖用施設等も、大体現在資金需要のある施設は網羅をいたしたい。なお、環境整備資金といったようなものもこの中に加える予定であります。が、漁業者の研修施設等についても、今後検討をしてこの範囲を定めていきたいと思っております。

それから金利のほうは、二十トン未満の漁船そ

それから償還期限及び据置き期間、これはそれぞれ別のものについてこまかくきまるわけでありませんが、きめますときの考え方といたしましては、農業近代化資金あるいは従来農林漁業金融公庫で貸し出しをいたしております実態なり、あるいはその施設ごとの耐用年数なりというものをよく精査をいたしまして、実情に無理のないよう

うな償還期限、据え置き期間をきめてまいりたい。

○藤波委員 さつき御説明がありましたように、七十トン未満、それから漁連並びに漁協以外では最高四十万といふワクといひますか、限度が定められておるわけでありますが、おそらく七十トン以上のものについては公庫のワクで振興をはかつていく、こういう考え方であらうと思ふのであります。本筋に乗せて、やはりこういう限度というものはあまりこだわらないで、近代化資金の制度を適用させていく。だから、七十トンというワクや四十万という限度というものは、将来にわ

たつてはやはりなくしていくという考え方のもの
であろう、こう思うのでありますが、その点につ
いてのお考えを承つておきたいと思ひます。

○森本政府委員　こういうものは、現在における
系統金融機関あるいはその組合員の状況をもとに
して、私どもは当面定めていくという考え方であ
りまして、もちろん、将来事情が変わつてまいり

ますれば、十分これに即して検討していくということになろうかと思ひます。

現段階におきましては、やはり資金が限られておるといふこと、それから組合員が主として沿岸漁業なり沖合い漁業に従事しておるといふうなことを考えますと、この資金の範囲としては、やはりそういった沖合い漁業の漁船なり施設に対して充足するということを第一に着手しなければならぬといふことで、先ほど申し上げましたよう

な漁船のトン数なり、あるいは貸し付け限度と

いません。

○藤波委員 信用力の非常に薄弱な中小漁業者については、債務保証によって貸し付けを受けられるこの制度は、漁業の振興のために役立っていることは多大なものがある、こう考えておられるわけですが、近代化資金にかかる債務保証につきましては、保証料の引き下げといったところも十分考慮をして、保証をつけやすくするような考え方がやはり打ち出されなければならぬ、こう思うわけでありまして、その点についての水産庁の考え方を承っておきたいと存じます。

○森本政府委員 御指摘のように、現在の保証制度におきまして、保証料の問題が非常に重要でございまして、私どもでもできるだけこれを引き下げまして、利用者の便になるように計らっていききたいというふうに思っておりますが、従来の事故率等の関係からいまして、現状のようにならざるを得ております。

四十四年度からは、政府の保険料率を引き下げまして、従来〇・八%でありましたものを〇・七%に引き下げるという措置をいたしました。それに伴って、各県における保証料も引き下げをしていただくということで、強力に指導する予定であります。

○藤波委員 最近漁船などの、漁業についての資金需要は相当に強いものがある。これは、資本投下をしてどんどんと振興をはかっていかなければならぬわけでありまして、けつこうなことであると思うわけでありまして、初年度百億円という融資ワーク、これにこだわっていろいろ御答弁になったわけでありまして、相当な御努力というものがあつたと思ひますけれども、現在の漁業の実態や、近代化を進めていくこととしていくという先ほどの農林大臣の御答弁から考えても、こういった程度のワークでは、十分なのではないと私は思ひます。農業者近現代化の資金の場合なども、創設からずっと年次を追って、相当大幅に融資ワークも拡大をしていって、大きく近代化に役立ってきつておられる実績があります。

けに、漁業につきましても、ひとつ水産庁が中心になって、今後さらに御努力を願って、融資ワークを拡大して漁民の期待にこたえていただきたい、こう考えるわけでありまして、百億の融資ワークといたことをめぐって、ひとつお考え方を承っておきたいと思ひます。

○森本政府委員 四十四年度は、御指摘がございましたように初年度でもございまして、それから、制度の発足が年度の途中になるといふような事情もございまして、とりあえず百億というところで出発をするということになっております。私どもも、今後本制度に対する漁業者の融資の需要の動向その他を十分考えまして、必要な資金ワークの設定については、来年度以降努力をいたしたいと考えております。

○藤波委員 お伺いをいたしてまいりましたが、その中で、重ねて申し上げますが、従来の公庫を活用しておいた漁業者と今度の新しい制度との調整の問題、これをひとつ運用の面で十分御配慮を願うということ、それから今後融資ワークにつきましては、初年度はこういう形でありまして、けれども、来年度からは大幅に増大をさせて漁民の期待にこたえたいということをぜひお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○丹羽委員 美濃政市君。

○美濃委員 最初にお尋ねしたいことは、この法律ができて漁業の資金を増大するということは、漁業振興のためにいいことだと思ひますが、個人の場合で、漁業協同組合の組合員資格のある者、これは政令で規制するんですか。大体そういうふうな間に聞いておるのですが、その関係をちょっと……。

○森本政府委員 その関係は法律に書いてございまして、一口にいいますと、漁業協同組合の組合員資格のある人が、今回の融資の対象者になるというところになっております。

○美濃委員 資格外の人には貸さない、これははっきりしておりますか。組合員でない者には、この近代化資金の融資は行なわない、こういうこと

になりませんか。

○森本政府委員 申し上げておりますことは、組合員でなくても、そういう資格のある人は対象になるというところでございまして、こういった資格からはずれる人は、中小漁業者あるいは沿岸漁業者といわれる人の中にはまづない、そういうふうな判断をしております。

○美濃委員 この資金は系統資金の活用です。国が利子補給するとしても、資金そのものは系統資金ですから、系統資金は、員外貸し付けは規制されておりますね。ですから、いまの答弁はどういうふうな解釈したらよろしいんですか。組合員以外でも貸す、しかしそういう者はおよそないと思ふと言われるが、これはどういうことですか。きちっと整理しておいてもらいたいと思ひます。

○森本政府委員 漁業協同組合におきまして、あるいは定款が内部規律で員外貸し出しを規制しておるものもあるかと思ひます。そういうものにつきましては、こういった制度がございましたので、あるいは組合の内部問題として、今後どうするか検討をされるかと思ひます。

そういった形で、単協といいますが、地区の漁協から貸し出しが困難だと思われるものについては、県の信連からも直貸をするというふうな道もあるわけでありまして、私どもとしては、そういった資格のある人には、何らかの金融機関から貸し出しが行なわれるよう考えていきたいと思ひております。

○美濃委員 次に、この「漁業を営む法人」という解釈ですが、これはどのような解釈になりますか。それから生産組合は、漁業協同組合によって設立されておる生産法人と解釈をしてよろしいかどうか。それ以外のものもあろうかと思ひます。

それから漁業を営む法人、その従業者の数が三百人以下ということになると、かなり漁業としては中規模のものになると思ひます。これは組合に加入してない場合、どういう資金の回し方をするのか。

○森本政府委員 後段からお答え申し上げますが、三百人以下というのは、漁業協同組合における組合員資格の一つの縛り方でありまして、こういった人に対して、単協から貸し出しができない場合などというお話しかと思ひますが、そういう場合には、先ほど申し上げましたように、あるいは県の信連から直接貸し出しを行なうといったようなことも可能であります。

○美濃委員 その単協の資金から貸せる貸せぬの前に、単協に加入してない場合どういふふうにするかというのを聞いておきます。漁業を営む法人が、地域の漁業協同組合にも加入していない場合の取り扱いはどう考えておるのか。

○森本政府委員 その場合には、先ほどから申し上げておりますように、信漁連といいますが、県の信連からこういった資格のある人には貸し出しをするというたてまえであります。

○美濃委員 私は、系統資金の活用という表現からいいますと、少しおかしいと思ひます。それでいいのですか。系統資金というものは、だれが貯金しておるのですか。系統資金というものは、どこから金を集めておるのですか。系統資金の活用であるというときに、地元の組合に加入してないで、その上の――私はあとで特に聞こうと思ひておりましたが、いま私の調べでは、信漁連の貯蓄率は高いですね。この資金がこれは百億だといっておるが、これは、漁業振興のためにほん少し多くしなければならぬ。農林漁業金融公庫に、それは直貸のものは別としても、この融資の裏が持ち込まれると思うのです。その農林中央金庫の大宗をなしておる資金源は何ですか。そういう系統に資金蓄積をしておるものを、何らかの指導なりなんなりも加えぬで、組合に加入しておるものと、しておるまいと、系統資金に利子補給をして、それを引っぱり出して使わすのだ、それでいいのですか。

○森本政府委員 もちろん、系統資金の活用ということですから、組合員関係以外といったような人も系統に加入をして、そういった形で信

用事業を利用するというふうなことに向かっているのが理想だと思ひます。

ただ、御承知のように、協同組合は、一応たてまえとしては加入、脱退自由ということになっておりますから、あまり行政的に加入を強く勧誘をするということもいかなるものかということですが、私どももその点は配慮しなければならぬであらうと思つておりますが、考え方としては、やはり御説のように、できるだけ組合員となつて、そこで金融事業を利用していく、また、それに対して政府あるいは地方公共団体でも援助をしていくというふうな関係に立つのが正常な姿であるというふうな思ひしております。

○美濃委員 私はいまここで、組合加入してない者に、今回のこの措置で規制措置を主張しようとは思ひません。いろいろの事情もあると思ひます。しかし、貸すときにはやはり加入勧奨になりますね。いま長官が言われたように、加入してなくとも直貸で貸してやるのだという安易なもののか、いやはやあれば系統の金は使つてもらわぬほうがいいと思ひます。農林中央金庫の金といったらほとんど農産物の金です。その貯貸率を見たら、大体年度末千四百億ぐらいじゃないですか。貯貸率が非常に高いですね。農林中央金庫にそのネットはないんじゃないですか。普通貯金の貯払い等の資金を見れば、これはおそく百億か、来年には何億になりますか。この表にも出ておりますが、資金の結集力が非常に弱いと私は見ます。系統資金を大幅に、これから百億出す、来年二百億、三百億出していくのであれば、指導の上からも、系統の資金の活用でありますから、こういう資金は結集力を高めていかなければならぬ。しかし、ほんとうは政府資金で出せばいいんですよ。そうばかりもいかないうから、系統資金に利子補給をして活用させようというのではありません。そうしたら、その裏には資金力が蓄積されるような指導措置が加わらぬと、他の者が積んでおる金を使って引っぱり出して、利子補給をしてやたらそれ

でいいんだというのは、私に言わせればありがた迷惑です、そういう指導方針では、してならぬということではないですよ。すぐ規制措置を設けるとは言ひません。しかし、指導理念だけはしっかりしてかからなければ、筋が通らぬじゃないですか。系統資金活用はけっこうなんです、が、やっぱり資金力が集中して活用力を持つような指導が加わらぬといふか、そう思う。

○森本政府委員 言われておりますことは、私どもも同感であります。今回の近代化資金をつくり出す際にも、やはり系統の金融事情がどういふふうに変化しているか、また将来変化するかということ踏まえまして、この制度の検討をいたしました。

貯貸率の関係でも、ここ数年間の傾向では、やはり貯金量の増加のほうが貸し付けよりもふえてきておるといったような傾向もございまして、そういうことで近代化資金を創設いたしますと、漁協系統の自己資金が充実していくといったようなことも、間接的には効果があるだろう。金を借りれば貯金をしたくなるといったようなこともなくなりまして、そういう意味もありまして、系統金融機関の資金量としては、まだ必ずしも農協などに比べれば潤沢ではないという段階でありますけれども、こういう制度をつくること、また金融事業の充実、発展にも役立つというふうな考え方もあつて、こういった制度を今回発足させるということで御審議をお願いしておるわけでありまして。

○美濃委員 いま長官も言つておりますように、私はもう少し系統資金の利用率というものを高める指導が必要だと思ひます。いまの御答弁の次第もわかります。ですからそれを否定したり、それではない、こう言うのではなかつて、今回の指導の腹がまえです。資金力が集中するように必ずやる、こういう腹がまえがほしいわけですよ。

○長谷川国務大臣 これは、いま日本の政治自体そのもの、政策そのものが、おそく共通な立場に立つておるだろうと思ひます。それはかつては、農

業においても水産業においても、一人一人の人に對するいろいろな施策が施されてきた。それが逐年変化をいたしまして、対象となるのは組合であり、そのグループでなければ、今日その対象とはいたしておりませんとはつきり申し上げられるだろうと思ひます。

しかしながら、法のたてまえ、国民平等なる憲法に示された上に立つて、一応かくのごときものを形成しておかなければならないというのがたてまえであります。組合員以外の人が行つて、それは系統だからと言つて、今度は眞信へ行つてはたしてその目的が達せられるかどうか、非常に困難性があることは、議論の余地がないだろうと思ひます。私は、こういう上に立つて、憲法のたてまえの上に立つて、このような法案の制定をしなければならぬ理由、その点も御理解を賜わりたいと存する次第でございまして。政府は、御指摘の点、全く同感でございまして。

○美濃委員 次に、これは私どもの手元に出された資料ですが、これを見ますと、これは三十八年からの対比ですが、小型漁船の二十トンから百トンの隻数を割つておるわけですね。漁獲高も、大規模漁業の漁獲高がぐつと伸びておる。この関係はどういうふうに理解したらよろしいのか。いわゆる大型に押されて小型が縮んだのか、何に原因があるのか。それとも小型が成長発展して大型を持つようになったのか、どういふ相関関係にあると見ておるか。

○森本政府委員 六ページの漁獲高の推移でございまして、これは漁業の種類によつて分類をしておりますが、大型漁業が多くなれば中小漁業に影響があるといったような関係はありませぬ。したがつて、中小漁業のほうは、御承知のように最近のサンマでありますとか、アジでありますとか、そういった多獲性大衆魚の漁獲が従来ほど進まないといったようなことが反映をして、大規模漁業等比べて伸び率が少なくなつてゐるというように考えます。

それから漁船のトン数のほうは、現在の漁船の動き方は、大体無動力船のほうから動力船のほうに変わつていくのが非常に多いということ、それから二百トン以上なり百トン以上の漁船の増加がかなり大きいというふうなことで、まん中の辺はややトン数としては、中身は入れかわつておりますけれども、総体としては停とんしておるといったような傾向を示しておるわけでありまして。そういった漁船のトン数、規模別の数字の動きがこれに反映しておるといふふうな考へております。

○美濃委員 この現象は、たとえば遠洋へ魚資源が出ておる、沖合い遠くに出ておる関係ですか、安全の関係ですか、どういふふうなことを掌握しておりますか。こういうふうにいふの大型が伸びて、二十トンから百トン未満の伸び率が後退しておるとの関係は、安全に重点が置かれておるか、いわゆる漁業海域の関係で、資源の関係で、船を大きくして沖合いに出た関係なのか、どういふふうなことを掌握しておりますか。

○森本政府委員 いろいろの関係がこれに影響しておると思ひますが、やはり漁場自体がかなり遠隔になりつゝある。したがつて、船としても大きくしていかなければならぬといったような要因があると思ひます。

それからもう一つは、乗り組み員の居住の改善、要するに労働環境の整備といったようなこと、あるいは漁船の安全性の向上といったようないろいろな要素で、漁船の大型化が進んでおるといふふうに見ております。

○美濃委員 そうすると上限規制措置は、そういう起きておる状態から見たときには、もう少し大型化する制度が必要だと思ひます。七十トンで規制しておるというの、必ずしもそれは七十トン未満という需要がないというのではないけれども、しかし、漁船員のいわゆる漁労条件の改善なり、あるいは安全度合いなり、あらゆる条件を勘案して自然的にこういふふうになつてきておると思ひます。そうすると、もちろんこれは二

十トン未満の沿岸漁業にも適用すべきでありまして、二十トン未満を無視するのではないんだが、七十トンというのをもう少しトン数を上げてきめる必要があるのではないか、こう思うのですが、いかがですか。

○森本政府委員 この点は、私もかなり慎重に議論をいたしました。また、学識経験者に集まっていただきました。議論をしたわけでありましたが、もちろん御指摘がございまして、トン数の多いほうにやっていったほうがいいんじゃないかという御議論もあることはあった。ところが、先ほど申し上げましたように、今回の制度の関係をみますと、やはり利用する組合員というのには大体沖合い漁業の人が多い。それから、資金も必ずしも現状は充実してないということになる。あまり大きいトン数を普通の状態の対象にいたしますと、一人の人に片寄っていくといったようなこともあらうかと思ひます。そういったことで、大体沖合い漁業の総体をほぼカバーするというトン数は何トンぐらいだろうかというのをはじいてみますと、七十トンくらいになるということ、原則としてそれを融資対象として押えてまいらう。

ただ、御指摘がございましたように、それを画一的に守ってまいりますと、いろいろ実情に合わないということもありますので、実情必要であればそういったトン数についても、七十トン以上でも特別に承認をする、そういうふうな実際の措置もあわせて考えておるわけです。

○美濃委員 たとえば、これからの漁業の近代化の中で、漁業生産法人等をつくって船を大きくして、いわゆる安全を主体にしたというふうな申請の場合には、これは七十トンにこだわらないで特別承認をする、こういうことですか。

○森本政府委員 実情を見まして、こういった原則を定めました考え方とそれほど大きな隔たりが——たとえば大きい沿岸漁船を持ってこれても、なかなかかむすかしいのでありますけれども、少なくとも常識的に沖合い漁業に従事する船という

ふうにかえられます場合には、私も、そういうことについて十分配慮したいと思ひます。

○美濃委員 次に、先ほどちょっとお話があったように、北洋のサケ・マス、それからカニ交渉が非常に——サケ・マスは本格的な交渉に入っていないで、もうそろそろ出漁期も迫ってまいりました。この関係がかなりことしは、ニシンもまたさながら、漁獲制限がきびしいように新聞に出ておるわけですが、どのような状況にあるか、サケ・マス漁業あるいは過般から行なわれておるカニ漁業交渉について……

○森本政府委員 カニのほうは先般妥結をいたしまして、すでに出漁しておるところもございまして、これからしようというところもございまして、そういう状況であります。

それからサケ・マスのほうは、先ほど御報告申し上げましたが、現在の段階は資源についての科学者の討議が終わりました。これから本格的にいきますが、規制内容について討議を始めつつあるという段階でございまして、ソ連側としまして、ソ連のほうにおきましますと、サケ・マスのとれ高が年々減ってきておるといふふうなこともありまして、資源評価の段階でもかなりきびしい見方をしておるようでありまして、私も、私どもとしては、本年は昨年比べて豊漁の年に当たるといったようなことを十分考慮し、関係業界における要望等も十分伺っておりますので、そういうことも頭に置いてソ連側と十分折衝してまいりたいと思っております。

○美濃委員 前にもちよつと申し上げたことがあるのですが、こういう資金を出して近代化を進める中に、私も、私どもから見ると、サケ・マスの指定海域というの、七十トン未満とトン数を縛っておりますから、少しでも大きくしようということ、トン数計算に入らない部分を少しふくらますというところで、変形的な船をつくっておる。

それから、出漁の状況から見ても、船が小さいというところは、海難事故の多発に結びついておると思うのですが、ああいう面は改善しようと思

えておりますか。たとえば漁獲高制限がありますから、同じ隻数を船だけ大きくしたのでは、一面過剰投資になって困ると思う。いわゆる指導によって隻数を抑制して船を大型化して安全性を保つ、こういうことを検討しておるかどうか。

○森本政府委員 従来から私どものほうでも、端的にいいますと北海道の東海岸における七十トン未満の漁船の問題、十分伺っております。御案内のように、あの海域はいろいろな形の漁業の種類が入りまじって、漁業調整上なかなかかむすかしい。したがって、あの種類の漁業だけを、いろいろな関係者の御意見を伺いますと、まさに、私も、私どもとしても考えなければならぬ要素が多々あるというふうには思っておりますが、ほかの漁業との調整問題を考えますと、そう簡単に割り切るわけにまいらないという性質の事柄であります。

実態その他要望については、十分伺っております。そういうような面を十分よくにらんで対処しなければならぬ問題だということに思っております。

○美濃委員 他の面と関係がそうあります。たとえばどういふことですか。そう関係はないと思うのです。あの面はあの面、たとえばサケ・マスの指定海域出漁という点で、私が申し上げたような検討が——他の面というの、いわゆる同じ四八船が何かとの関係ですか。そうでなければ、そんなに西底びきやなんかとも競合するものではないと思うのですが……

○森本政府委員 従来の歴史から見ても、やはりトン数をふやしてまいると、漁場が狭隘になるといったようなイタチごっこみたいな関係が進んでおるようには私は聞いております。したがって、いままであれ以来に、御承知のようにサケ・マスの漁場がかなりあるわけでございまして、これらの問題との調整ということを私は申し上げたわけでございます。

○美濃委員 私が申し上げておるのは、漁獲高の制限がありますから、トン数をふやせと言ってお

るのではないのです。トン数をふやさない範囲内において船を大きくして安全性を保つ、これはやはり検討しなければならぬ事項だと思ふのですが、いま結論はよろしゅうございませう。

これは幸いにして少ないようですけれども、かなりの海難があの漁業から発生しておるわけですね。昨年は三十五名も死んでおる。出漁対象の五％も死んでおる状態なんです。これはやはり検討すべき事項じゃないかと思ふのですが、どうですか。トン数をふやせと言ふのではないのです。同じトン数の中で船を大きくする。船を寄せるということになります。

○森本政府委員 そういうお話も伺っております。繰り返すようで恐縮でありますけれども、七十トン未満の漁業の実態と、それからそれを取り巻きますところの他の漁業との調整問題、両方にらみまして、私も、私ども慎重にその問題を検討いたすつもりであります。

○美濃委員 次に、債務保証をすることになっておりますが、債務保証するにあたって、基金協会の基金なりそういうものを積み足してやらないと、保証体制が弱まると思ふのですが、その措置はどうなっておりますか。

○森本政府委員 御承知のように、この保証制度は相当前から、昭和二十七年、八年ごろから出発をして、地方公共団体の出資も含めて漸次基金は充実をしております。したがって、今回の近代化資金をつくるに際して、いま直ちにその基金を考えなければいかぬというふうには私どもは思っておりませんが、本制度が円滑に軌道に乗ってまいりまして、かなり保証に対する需要も多くなるといふような段階におきまして、それ相当の対応策を考えなければならぬ、そういうふうな考へております。

○美濃委員 将来資金量が増加すれば、その保証額とにらみ合わせて増加する、こういうふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○森本政府委員 私が申し上げたのは、そういうことでございます。

○美濃委員 次に、先ほど美濃に合うようにというお話しでしたが、これは、やはりもうすでに法案の審議の中でありますから、どういふ条件で——全部こまかいものではよろしゅうございませう、たとえば、木造船は据え置き何年、償還年限何年、鉄船は何年、漁具はどういう条件、共同利用施設あるいは研修施設、こういうものに対する融資条件、あるいは融資率、融資率は八〇%なのか、事業費に対しては何%まで融資するという考えか、こういう点をもうちょっと明らかにしてもらいたい。政令を出す段階まで多少変わってもやむを得ないと思いますが、計画しておる内容は、法案審議の中ですから、ある程度明らかにしてもらいたい。

○森本政府委員 償還期限のお尋ねであらうと思いますが、先ほど申し上げましたような考え方で具体的にきめてまいるつもりであります。現在の腹づもりでは、漁船につきましては、たとえば鋼船であれば十二年以内、それから養殖の作業施設、あるいは水産物の処理加工施設等々については十二年以内、もちろん共同利用施設につきましては、規模が多少大きくなりましょうから、それは十五年以内、あるいは漁村環境整備施設といったものについては二十年以内というふうな、それぞれ施設の耐用年数なり、あるいは他の制度金融との均衡といったものを考えながら、具体的に定めていきたいと思ひます。

○美濃委員 木造船の予定は……。

○森本政府委員 木造船は六年以内というつもりであります。

○美濃委員 据え置き期間を聞いたのです。各段階の据え置き期間の予定です。

○森本政府委員 ものによって違ひますが、二年ないし三年というつもりであります。

○美濃委員 融資率は……。

○森本政府委員 融資率は八〇%。

○美濃委員 次に、多少基金協会で債務保証はすることに法律上ありますが、しかし債務保証ということは、いわゆる代位弁済というようなことが

できるだけ起きないように推移することが一番望ましいと思ひます。そこで、こういうものを進めるようになると、漁業共済がどういふふうに進むか、その内容をちょっとお知らせいただきたい。いわゆる船舶、漁具それから漁獲高三種につきまして、たとえば船舶、漁具であればどういふ加入率になるか。

○森本政府委員 漁船につきましては、漁船損害補償制度というものが御承知のようにございまして、現在の制度のたてまえは、百トン未満の船は義務加入ということになっております。それ以上は任意加入ということですが、全体の漁船の加入隻数は十四万四千隻ということ、加入率としては六〇%くらいになっております。それから、保険金額としては二千四百億程度でありまして、保険価額と申しますか、それに対するいわゆる付保率が八五%程度というのが概況であります。

それから、漁具等につきましては、別途漁業共済のほうでやっておりますが、ちょっといふ数字は……。

○安福説明員 漁業共済のほうで、漁具を単独に対象にしたのがございまして、その最近の加入状況について申し上げますと、四十年以降につきましてその件数は若干の増加を示しております。この漁具共済金額につきましては、十億前後ではほぼ固定化して推移しておるような状況でござい

ただ、漁業自体が非常に地域的なローカル性を持っているものですから、それに入る態様といたしまして相当ばらつきがあります。それから、支払い量につきましては、御承知のように年により金額の多少はございまして、赤字と申しますか、支払い超過、そういう事情に現在推移いたしております。

○美濃委員 漁獲共済はどういう伸長状態にあるか。

○安福説明員 漁獲の共済につきましては、漁獲と養殖と二本に分かれております。全般的に申し

まして、漁獲共済はわりあい設計とおりの推移を見ておりまして、これ自体の独立の勘定では黒字になっております。

養殖の中で一番問題になりますのはノリでございまして、この制度が充足しましてから、ノリ養殖全体の生産がかなり不安定な年を繰り返しております。昨年、本年と引き続いて赤字を出しております。共済全部の勘定の一応のトータルとしましては赤字が出ておりますけれども、その大部分はノリが占めておる、現在数億円の赤字になっておる、こういうような状況でございまして。

○美濃委員 これは、法律をつくって制度化した以上、漁業振興のためにかなり進めていかなければならぬと思うのです。そこで、一番資金源として集められるのは——損害共済は損害共済ですから資金は集まらないわけですね。これは、やはり漁業協同組合の仕組みの中に生命共済事業、こういうものを入れますという考えはあるかどうか。そうすると資金は集まるわけですね。資金を集めるには一番いい制度なんですね。系統資金を活用していくということになると、かなりこれは来年からいふやうにいかんければならぬ、あるいは必要も大きくなるのじゃないかと思うのですが、そうすると、資金量というものを蓄積していかんければならぬ。他の資金ばかりに依存しておったのでは、系統資金の活用だとはいえないわけですね。そういう点はどうか。

○森本政府委員 現在、制度的にやっておりますところの漁業共済あるいは漁船保険、こういったものと同一の制度によつて生命保険をやるといふことは、ちょっといふ私も考えるわけにはいかないように思っております。

ただ、御案内のように、全国水産業協同組合共済会というのがございまして、これがいま言いますような、いわゆる任意的な共済を系統機関を通じてやっておりますわけでありまして、そういうものの中には、いま御指摘のようなものもございまして、から、そういった任意共済制度といいますが、民間の共済制度に対して、できるだけこれを活発に

さしていくというふうな方法でやっていくのが適当ではないかと考えております。

○美濃委員 それは、いまやっておりますのは代理店業務でしょう。法律に基づく生命共済はいまやっていないと思うのですが、やっておりますか。代理店業務をやっておりますのでしう。

○森本政府委員 必ずしも代理店ではございませんで、系統協同組合の事業として、全国の団体としては、先ほど申し上げました共済会が主体となつてやっておりますこととでございまして。

○美濃委員 そうすると、責任準備金は自己で保有するのですか。また、どのくらい保有されておりますか。

○森本政府委員 責任準備金は必ずから保有をいたします。ちょっといふ数字を問い合わせておりますから、後ほどお答えをいたします。

○美濃委員 以上で終わります。

○丹羽委員長 佐々榮三郎君。

○佐々委員 農林大臣にまずお伺ひいたします。私は、この法律案自体は非常にけっこうな法律と思ひます。むしろできるのがおそかったと思ひますが、まずこの法案の内容に入るに先立ちまして、私が一言農林大臣にお伺ひしたいのは、私は瀬戸内海に面した地域におるのですが、最近公害と申しますか、たとえば船舶の油、それから工場の廃液、それから埋め立て、こういうことによりまして漁場の喪失とか海の汚染、こういうような問題が非常に起こりまして、沿岸漁民の生活が非常に行き詰まりつつあるのではないかと、このうちを、特に私はそういう海域に面したところにおりますので、痛感しておるわけです。また、さらに最近では、海上交通法案が上程されるような様子にも聞いておるのですが、こういうようなことを考えてみますと、いまこの資金をもつてするところのいわゆる沿岸漁業等の近代化を策しましても、それ以上に沿岸漁業を後退させる条件というものが非常に激しい勢いをもって、いま申し上げましたような地域等におきましては進んでおるわけでございます。ですから私は、こ

ういう法案をつくること自体非常にけっこうと思
いますけれども、同時にこれとあわせて、沿岸漁
業を守る確固とした抜本的な対策を講じていた
かぬ限りは、沿岸漁民が将来とも安心して漁業
を進めていくということは、私は不可能だと思つ
ておりますので、こういう問題について、ひとつま
ず初めに農林大臣の考えをお聞きしておきたい
と思うわけです。

○長谷川国務大臣 御指摘のように、工場排水等
によって水質の汚濁、したがって海水の変化、こ
ういうような点からくる非常な漁獲の不漁とい
うようなことも起きておるのでございますけれど
も、反面また、日本の国内の沿岸が、非常に魚
そのものが老化してきたという、これはやは
り見のがしてはならない問題だと思つてます。

したがって、土地改良をこれほど陸上において
やっているのに、それらがやはり並行して、海と
いうものに対して同じような施策が講ぜられて
いかないというところにも欠陥があるだろう、こ
ういうような考え方をもちまして、本年に入りま
して、まあ本年の予算を見ていただいてもおわ
かりがいただけるだろうと思つてございまして、ま
ず、これを基礎づけていく漁港というようなもの
のにもっと重点を置いて、そうしてこの施策を進
めながら、瀬戸内のような条件の整ったところ
には、先ほどもちょっと触れたんですけれども、ま
あ陸でいう大牧場というような、そういうような
施設を十分政府が見てやつてつづいて、そうして
魚をつくっていく方法をとらうではないか、こ
ういうような点について、もっぱらこの面について
の研究をしておるところでございます。あわせてま
して土地改良とかいう、さつきもお話ししまし
たのですけれども、これと同様な、すなわち海の中
の土地改良をやつて、そうして漁業の増産につ
つめよう、特につくる魚、こういうような点に重点
を置いて今後進めてまいりたい、このように考え
ておるわけでございます。

○佐々委員 ただいま農林大臣から御答弁があり
ましたが、ぜひとも、私が先ほど申しました沿岸
漁民が当面してあります問題につきまして、ひ
とつ全力をあげてこの被害を防止するようにお願
いをいたしておきたいと思つてます。

それから、次にお尋ねをいたしたいのは、私は
先ほど、これはけっこうな制度だと申しました
が、こういうような制度がでますという、もう
この制度が、法律がでます前に、漁連とかあ
るいは単協の幹部連中は、もう早くこういうこと
を知つておるわけなんです。そうして一番口に利
用するのはこういう方たちが利用しまして、末端
のほんとうの零細漁民、資金的に困つている漁民
が、なかなかこういう制度ができたということ
を知らないんです。そうして、一部の者が利用
するということになるように、私は従来の
状況を考えると感じるわけなんです、金額も総ワ
クは百億円という、現在の沿岸漁民の借り入れ金
高と比較いたしますと少ないわけです。そういう
しまたと、またたくうちにこういう一部の
連中だけがこれを利用して、末端までの利用とい
うことがまずないというふうなことになるんじや
ないか。この問題について、どういふような方法
で末端漁民にこれを浸透させるつもりか、この点
をお伺いしておきたいと思つてます。

○森本政府委員 御指摘のように、こういった制
度金融が一部のみに利用されるということでは、
その目的は十分果たされません。私どもとし
ては、末端の漁業者が広くこういった制度の内容
をよく知りまして、利用していただくということ
を希望しております。そのために、できるだけ前
広に、系統団体等を通じて内容の趣旨徹底をはか
りたい。したがって、県ももちろんやつていただ
きますし、あるいは全漁連なり、漁連系統とい
つたようなところも動員をいたしまして、こうい
つた制度内容についてのPRといいますか、そうい
うものをやつていきたいと思います。

また、制度の内容におきましても、先ほど来御議
論がございしますように、融資対象あるいは融資の
限度のつくり方等も、できるだけ一部の大口のも
のに融資が片寄る、利用が片寄るというふうなこ
とがないように、制度の出発にあたって、内容の
検討もそういう角度から進めていきたいと思います。

○佐々委員 従来とも、系統金融の貯蓄率とい
うのが非常に高いように思つてます。貯蓄率が高
いというのは、結局、需要に対して供給が応じ切
れないという、そのために、やはり公庫資金な
んかの利用というものの必要性というものがより
多くなるわけだろうと私は考えるのです。そうい
う点からいいますと、この制度がせっかくでき
たからといって、先ほどなたか御質問がありま
したが、公庫資金のワクを少なくするというよう
なことになりますると、これはどういふことにな
るかという、結局のところ、財政投融資資金を
漁業のほうへ回すのを検閲してこれをほかに回
す、そうして漁民資金は漁民自身で自分でやれ
というふうな形にならざるを得ないと思つて
ます。

ですから、こういう制度ができたからとい
つて、公庫資金を減らさないようにするということ
がやはり私は必要だろうと思つてますが、今度の
公庫資金の四十四年度の計画を見ますと、総ワ
クとしては二百二十億余りで従来より若干ふえて
おりますが、特定の、たとえば主務大臣指定施設と
かあるいは共同利用施設ですか、そういうような
ものにつきましては非常に減つております。こ
ういふ点につきまして、ひとつ長官の御意見を伺
つておきたいと思つてます。

【委員長退席、三ツ林委員長代理着席】
○森本政府委員 一応この漁業近代化資金も制度
金融でございますから、私ども制度をつくりま
す際、あるいは運用いたしますには、やはりそれぞ
れの制度の利用といひますか、適用の分野とい
うものを原則的には想定せざるを得ないということ
で、今回の近代化資金ができましたことによつ
て、主務大臣指定施設なりあるいは共同利用施設
なりは、原則として近代化資金を利用していただ
く、こういうたてまえでやつてきております。し
かし、全体の水産関係の制度金融の総ワクとして

はかなり充実をしておる。特に漁船資金等は、前
年に比べれば非常にいろいろな制度金融を出しま
す。

ただ、主務大臣指定施設なり共同利用施設につ
いては、先ほど申しました原則的な考え方、公
庫の資金ワクは、近代化資金ができるということ
を想定して、前年に比べて多少削減をしておる
いうことであります。しかし、運用上は、先ほど
来申し上げましたように、不足を来すあるいは
不便を招来するといふふうなことはしないとい
つておりますから、その点は十分心がけてまい
りたいと思つております。

○佐々委員 いわゆる農林漁業公庫の貸し
出し状況を全国的な統計で見ますと、遠洋、沖
合い漁業が二％に対して、漁船漁業に対しては
四一％出ておるわけです。ところが、香川県の場合
、これは四十一一年十二月末現在であります、
遠洋、沖合いが九三％、四億六千二百四十四出
のに対して、漁船漁業に対してはわずかに三％、
一千三百四十四しか出ておらないということにな
つておるのです。この点について、この要旨は先般
申し上げておいたので調査していただいたと思
うのですが、どういふ事情かということをお聞き
したいと思つてます。

○森本政府委員 御質問の予定をいただいてお
つたようでございますけれども、香川県における漁
業の実態ということ、私ども県庁等にも問い合
わせまして調べておるものであります、必ずしも
まだ、いま御指摘のような事実に対する原因なり
あるいは事情なりというものは十分つかめており
ません。後ほどよく調べまして、また御報告申し
上げます。

○佐々委員 この融資ワクの対象になる、いわゆ
る利子補給される金額については、政令で規定さ
れる者に貸し付けられる場合は四千万円、それからそ
れ以外の個人については一千万円、もちろん漁
協、連合会に対する一億円という問題もあります
が、これを除きまして、個人に対する貸し付け限
度についての問題ですが、これらについて私がお

伺いたいのは、上のほうはどういうふうに一応の金額の指定があるのですが、下のほうはどうですか。たとえば、われわれが沿岸の漁民と話し合ってみると、非常に金がほしい、金が借りた、けれどもなかなか借りられないという場合が非常に多いのです。しかもそれは零細な金です。この制度で借りる場合に、上のほうは、いま言ったとおり一千万円とか四千万円という非常に大きな金額なんです。これによって、三十万とか五十万というような金も利子補給されるのか、あるいはそういうものはもうこれに入れないのだというふうなことになるのか、この点について御見解を聞いておきたいと思ひます。

○森本政府委員 制度的には、下の限度は設けておりません。ただ、融資対象はこういった施設が主でありますから、おのずからそういったものに對する見合った必要資金の額というものは、金融上出てくると思ひます。制度上はこういった限度は設けておりません。

○長谷川国務大臣 佐々さんが長い間農民運動を通じて、その零細な農民をいかにするかということ、今日まで御苦労なすつてきておられることもよくわれわれは承知しております。したがって、これらが漁民までになかなか手が届いておらない、こういう実情でございましたので、これらを並行して、何とか漁民をある程度一定のレベルまで引き上げなければならぬ、そして船そのものも大きくすることを望むだろう、そういう面にも配慮をしなければならぬ、こういうような種々の問題から、初めて本年度からこういう制度を設けて、今後はさらに、佐々さんのおっしゃるような点にまでほんとうに手が届くような方法をやろうじゃないか、そうして漁民というものの生産の拡大をはかり、そして安全操業ができるような方法を切り開いてやるべきである、農林省としてはこういうような方針を決定いたしましたので、今後の水産、漁業という面に十分な方途を切り開くべくこの提案をしたわけでございますので、まだ不十分だとは思ひますけれども、逐次これらを拡大していく考

えでございすことを、十分御了承賜りたいと思ひます。

○佐々委員 いま農林大臣から御答弁をいただいたわけですが、とにかく沿岸漁民というのは、いろいろ保証とか担保物件というふうな関係から、あるいは頼母子講をしたり、あるいは沖買ひ人から高利で金を借りたり、いろいろ金融面では苦勞しておるわけですね。ですから、私はこういう制度ができましたならば、そういう零細漁民にまでその恩恵が行き渡るように、特に心がけていただきたいと思ひます。

その次に、また香川県の問題が出るのですが、調査ができておらなければやむを得ませんけれども、香川県の養殖漁業について、これは四十一年十二月の統計でや古いのですが、この四十一年十二月現在におきましては、全国的な統計によりますと、養殖漁業者の民間資金の利用率は、この三二%です。これに對して香川県の場合は六〇%と、ほとんど倍民間資金を利用しておる。つまり、制度金融と系統金融の利用率が非常に低いということになっておるのですが、これはどういふことか。それから、こういう状況が現在も続いているのかどうかというところをお聞きしたいのです。これもお願いしておいたわけですが……

○森本政府委員 養殖業にもいろいろございすが、特にノリの養殖業は、真珠なりカキなりに比べて比較的設備費が少くないというふうなことで、借入れをいたしますところの資金は、主として中期資金なり短期資金ということになります。そういう関係から民間の資金に依存する割合、主として制度資金は設備なりそういったものを対象にしておりまゝから、その割合が多くなるというふうなことに一般的にはなるわけでありまゝです。

ただ、香川県におきましては、全国の状態に比べてかなり傾向が違ふ。その理由は何かということになりますと、香川県におけるノリの養殖の実態をもっと調べてみません、なかなかその要因がつかみにくいということもございすので、こ

れもあわせて調べていただきたいと思ひます。

○佐々委員 おそらく、これを聞いてもおわかりにならぬと思うのですが、やはり香川県の場合なんですね。これはいづれも四十一年十二月の統計であります。カキ、真珠がいずれも三〇%程度長期資金を利用しておるのですが、ノリが三・九%、四%くらいしか利用しておらないという事実があるのです。こういうふうなことにつきまわしてまいりませんか。これも以前にお願いしてあるのです。

○森本政府委員 全国的に見ましても、やはりノリと真珠なりあるいはカキなりというものの借り入れ金の傾向は、御指摘のように、ノリのほうは制度金融に依存する率が少ないということが出ております。それにはやはりそういった、先ほど言いました資金需要の形態が、ノリとしては設備資金が比較的少ないということに關係をしておるものと思ひます。

ただ香川県で、全国のものに比べてどういふ特色を持っておるかということになりますと、全国の状態と香川県の状態とを比べてみると、当たつていきません、なかなかその原因につきましても急にはわかりませんので、その点はひとつ調べていただきたいということをお願いしておきます。

○佐々委員 ことしの暖冬異常で、白腐れ病や赤腐れ病でノリが非常に被害を受けたということは全国的なんです。香川県も同じなんです。これに對して、県のほうではいろいろやっておるようですが、水産庁のほうではこれはどういふふうに対応せられたか。

○森本政府委員 各地におきまして、ノリが不作であるというふうな状況を聞いております。しかし、制度金融といふものは、それに対してどういふふうな、たとえば天災融資法を發動するかどうかといったような問題については、減産の状況なり要因といったものが非常に区々でありまして、隣の県においてはかなりできておるが、すぐ境を

接しておる次の県ではできが悪いといったようなことで、減産の状況の要因というものをもう少し検討いたしませんと、そういう問題についても踏み切れないというふうなことで、私ももととしては、現在のところそういう事情について検討しておる段階でございす。

県のほうでは、宮城県はじめ福島県、香川県、大分県等の諸県におきましては、県単独の方策を講じてつある、あるいは講じる準備をしておるといふことを聞いております。そういう意味合いで、ひとつ十分検討していきたいと思ひます。

○佐々委員 養殖漁業は、真珠にしましてはノリにしましては、いわゆる漁船漁業の行き詰まりを、これによって打開しようとして非常に苦勞しておるわけですね。それが、先ほど言うたように、いろいろ公害によりまして非常に当事者は苦しんでおるわけですね。特に天候に支配されますから、そういうふうな問題については、今後金融の面からひとつよく配慮をせられるように希望しておきたいと思ひます。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕それから、ちよつと金利の問題についてお伺いしたいのですが、基準金利を九分というふうにしてありますが、実際の漁民がいま貸借しております金利というのはもっと高いはずですね。調査室の調べたのを見ましても、九分以下というのは約二割くらいしかないのです。その他は九分以上なんです。具体的に利子補給をしようとする場合に、この点にどういふふうに対応していくかというふうなことに對して伺いたい。もう九分以上だからだめだというふうな形になるのか、利子補給をするということになれば、向こうは九分に下げらるというふうな見通しを持っておるのか、これをお聞きしたい。

○森本政府委員 御指摘のように、現在の実勢の金利を見ますと、大体九分五厘前後というふうな状況で、傾向としては漸次下がつてきておるといふことだと思ひます。したがらしまして、私どもとしても、実勢金利がそういうところでありま

すから、基準金利を九分にするということについては、かなりむずかしい問題があるというふうには思っておたのでありますが、ただ、こういったものについては、他の制度金融とのバランスといったようなこともございます。それから、今後こういうて入れをすれば、資金量、貸し付け量も漸次増加をしてくる、それに見合つて資金コストも下がってくる、また系統においても、こういった制度的な財政措置を講じるというふうなことになるれば、それに対応してそれ相当の合理化の努力もお願いをしなければいかぬといったようなことを勘案をいたしまして、多少現在の状況では、系統機関としてはつらいということは、私どもも、前から感じておりますけれども、九分であるというところに踏み切つたわけでありまして、踏み切りました以上は、九分を基準金利として三分の利子補給をするという計算で、政府なり地方公共団体が利子補給してまいるということになるわけでございます。

○佐々委員 その問題に関連してですが、農業近代化資金の利子補給率と、それから、利子補給したあとの貸し付け金利とこの制度とを比較してみますと、農業近代化資金におきましては利子補給率が三分から四分の間、それから漁業近代化資金においては一分から三分の間というふうに、漁業近代化資金のほうが補給率が低いんですね。したがって、貸し付け金利もこれと同じような形で、逆に農業近代化のほうが安く、すなわち五分ないし六分で、漁業近代化資金のほうがこれより高く六分ないし七分というふうになつておるわけなのです。言うならば、農業近代化資金より漁業近代化資金の条件が悪いということになつておるのですが、そういう点については、どういう理由でこういう差を設けられたかということについて聞きたいのです。

○森本政府委員 農業近代化資金におきましても、貸し付けのほとんど大部分といえますが、大宗を占めますものは六分で、共同利用施設については、七分というふうな末端金利になつておるよう

うに承知しております。ただ、御案内のようになつての農業近代化資金制度は、沿革的に他の制度を引き継いだというふうなこともございまして、小規模の土地改良でありますとか、あるいは耕地防風林といったようなものについては、そういう沿革的な原因もございまして、末端金利が五分あるいは五分五厘になつておるものもございまして、

しかし、これは私の承知しておるところでは、貸し出し総額の中できつめてわずかな部分を占めておるというふうな承知をいたしておる。そういった農業近代化資金の状況と比較いたしますならば、漁業近代化資金は高くなつておるというふうな、決して私どもは思つておりません。

○佐々委員 時間がないから、その点でこれ以上云々することはやめますけれども、私も根拠のないことを言つておるわけではないので、いま申し上げましたことは、調査室から出ておるもの十パーセントに出ております。農業近代化資金の利子補給率と貸し付け金利が出ておるから、それとあなた方がいま制定しようとしておるのと比較したわけですから、あとで調べてみてください。

次は、この法律をつくりました場合、各県に対して、やはりこれを実行させるのにどういう努力を払われるか。あるいはこれをつくれれば、県は必ず実行するという見通しを持つておるのですか。中には実行しない県もあるのですか。

○森本政府委員 現在の見通しでは、すべての県が実行していただけたらと思つております。

○佐々委員 これを実行した場合に、従来各県がやっておるところの都道府県単独融資助成制度とやうのがあります。これは大体県数で三十七県がやつておるわけですね。香川県でも、香川県小規模漁船近代化促進要綱というのに即しまして、町村の貸し付けに対して県が利子補給するというふうなことをやっておるのですが、これが実施された場合に、従来やつておるこういう県の制度とやうなものはどういふふうになるのか、水産庁としてどういふふうな指導するのか、やめてよいという

のか、今後ともそれは続けてやれ、こういう指導をされるのか、念のために聞いておきたいと思ひます。

○森本政府委員 各県でかなり漁業のこういった融資制度をやつておるようであります。それは、県の漁業の実態によつて制度の内容はかなり違つて、県独自といひますか、そういう内容のものになつております。私どもの感じとしては、画一的に県に対してどういふふうな指導するのはどうかと思つておりますが、おそろく県としては、今回の近代化資金ができて、県としてもそれ相当の利子補給をするということでありまして、制度内容が今回の近代化資金にひつきのものあるいはそれに近いようなものは、それに合致していくということはある程度ではないかと思つております。

しかし、いづれにいたしましても、この近代化資金ができて、県が従来やつておつた独自の制度が後退するということになりますと、全体を通じて漁業に対する金融制度というのはマインナスになるわけでありまして、できるだけ県に対しては、この制度ができたことによつて県自体もあまり後退をすることのないように、私どもはよく話をしてみたいと思つております。

○佐々委員 もし県が廃止するということになりますと、いままで私のほうの県では、町村の貸し付けに対して三分の利子補給をして、そうすると今度のこの制度ができて、県は最高一分五厘の利子補給したらいわけですね。一分五厘が減るわけですね。県としてはそれで助かるわけですね。しかし、漁民としてはそうではない。この点は、やはり従来の利子補給の県の予算に相当するもの以上を、この制度ができて県が実施するように、ひとつ指導していただきたいと思ひます。よろしいですか。

○森本政府委員 できるだけそういう精神で、県のほうによくお話をしてみたいと思ひます。ただ、これができるかと、県のほうでもこれ自体に要する財政負担もありますから、そういった財政

的な事情もありますから、精神は精神としてよくお話をしまして、県のほうの検討を待ちたいというふうな考へております。

○佐々委員 私が考へておつた時間より非常に制限された時間になつて、十分質問ができないので、はしょつて、最後に基金協会の保証の問題についてだけお伺いをしておきたいと思ひます。水産庁から提供を受けた資料によりまして、

と、一會員当たりの基金協会对する出資額が、漁協の場合は百三十六万円、それから漁業者個人の場合は四十二万円、こういうふうな非常に高額な加入金になつておるのです。これは事実どうなつておるのですか。私は、これははいぶんど多いから、こんな金を出して入る人があるのかどうかとふしぎに思つたわけなんです。

○森本政府委員 単協で平均的に百三十六万円、個人四十二万円というふうになつております。これは平均でございます。

○佐々委員 やつぱりそうなんです。そうしますと、これはもう少し聞きたいのですが、なかなかこんな金を出してこの保証制度を利用するというのは、個人としてはあまりないと思ふ。漁協としてもあまりないと思ふ。これはおそろく、何かまとまつた金を借りるときに、何口入れという貸し付け金の中から天引きしておるのじやありませんか。天引きしておるとすれば、大体どのくらい、貸し金の何割くらいは天引きしておるか。この点は、協会の利用ということについて非常に重要なことだと思ふのです。

○森本政府委員 出資金は、沿革的に言いますと、水産業協同組合は、昔というところですが、漁業権の補償が行なわれまして、その漁業権の補償を出資に切りかえるというふうなことで、かなり増大してきた面があるわけですね。たとえば、水産業協同組合の出資金が、現在全体で二十七億円ですが、そのうちの二十億は、いま申し上げたような形で出資に切りかえたというふうな形でございまして、

現在出資を増額している中で、どういふふうな

形でその金を協会としては調達しておるかというのが、天引きではないかというお話であります。が、私どもも、そういった形で金を借ります際に、同時に貸出資金も追加していくというふうな形態があるであろうというふうなことは、否定はいたしません。まあそういうことも一がいには悪いというわけにもまいりませんので、もちろん過重な負担をあまりにかけるということは、十分戒心をはなければならぬと思えますけれども、そういった実態もあるということは、私ども聞いております。

○佐々委員 そうしますと、たとえば工場の埋め立て地帯になったというところでは、非常にたくさん金が協会に入っているわけですね。そうすると、そうでないところはあまり入っていないというところになりますね。そうすると、各県別々ですけれども、規約では一口幾ら、何口までというふうなものがあるのですか。

○森本政府委員 一口五万円ということ、何口までというきまりはないようでございます。

○佐々委員 そうすると、先ほどお尋ねして御答弁がなかったように思いますが、お金を借り入れた場合に、何割くらいを基金協会へ入れてくれとて天引きしておるのですか。

○森本政府委員 その借り入れ金額の何割を天引きして出資しておるかというの、これは、それぞれのケースによっていろいろな形態があると思えますので、一がいには言いにくいと思えます。また調べましても、なかなか千差万別でむずかしいのじゃないかと思えますけれども、必要な額は、先ほど申し上げました一口五万円でありまして、それを単位にして出資を増額しておるというふうなことでござります。

○佐々委員 調査室の調べによりますと、貸し金の六分の一と書いてあるのです。これは私の見聞ではないかと思うのです。印刷の間違ひかも知れぬが、六分の一という、六百万円金を借りると百万円天引きされるということになるのです。おそろくそういうことはないと思うが、いか

がでしょうか。

○森本政府委員 御指摘の数字は、現在の出資金に対して借り入れといえますか、保証しておる額が六分の一ということであろうと思えます。それとこの問題がどうからむのか、どうも私よくわかりませんけれども、これは保証額と出資金の比率というふうな御理解をいただきたいと思えます。

○佐々委員 とにかく、これはよくひとつ研究していただきたいのです。せっかく基金協会というものがあつたから天引きの額が多いとか、加入金をたくさん出さなければいかぬということであつては、せっかくあつてもこれは利用しないと思ひます。私がこの間漁村で聞いてみましたら、入つておらぬ漁協がかなり多いのです。おそろく入つておるところは、いままでかなりの金額を借り入れた漁協だらうと思ひます。そのときに天引きされたのだらうと思ひます。この点は十分検討していただきたいと思ひます。

最後に、一問だけで私は終わりますが、水産庁のほうから出されました参考資料の二三ページに、「金融機関別保証の状況」というのがあつたので、これを見ますと、農林中金が貸した金についておける保証が四〇％、信漁連が三二％、銀行や信用金庫が二五％、漁協が三％、すなわち基金協会の利用率というものは、いままで保証したものの中で、単協が保証にかけておるものがわずかに三％というところなんです。私これを見て非常に感じたことは、上部の団体で、たとえば農林中金とかあるいは信漁連というところでお金を貸すときには、基金協会に入らせて保証料を単協に払ふところ、その単協がお金を貸すときには、末端の組合員から保証料を取つておらないうことになるのです。しかも単協の貸し付けの状況は、言うまでもありませんが、上部団体からの転貸が一番多いのです。たとえば、農林中金とかあるいは信漁連とか公庫から単協が借り入れて、そうして借りた金を末端の漁民個人個人に貸すという場合が多いのです。単協が借りるときに

は、上のほうへ保証料を払つておる。だから、上の団体としてはもう絶対安全ですね。基金協会が代位弁済をしてくれまうから、絶対安全です。しかも、それを借りて末端の組合員に貸すときには、入つておりませんから、単協は非常に不安なんでね。担保がないのです。だから、せっかく基金協会というものがあつたから、この基金協会というものは、上部団体の債権確保のためには役に立つておるけれども、単協の債権確保には役に立つておらないと思ひます。

同時に、単協から借りる末端組合員というものは、単協に対して、せっかくこういう制度があるにかかわらず、これが利用されないために、いろいろな物的担保を提供しなくちやならぬということになっておるのです。ですから、私はこの基金協会の制度を見て感じたのは、先ほど言ったとおり、これは上のほうの上部団体の貸し金担保にはなるが、末端組合員の、ほんとうに金がほしい、担保がない、こういう零細漁民は、全くこの制度の恩恵に浴しておらぬと思ひます。

しかし、これに対してはこういう意見があると思ひます。反対利益があるだらう、それは確かにあります。単協が上部団体から金を借りるときに、こういう保証協会の保証がありますから、上部団体は貸しやすいく。その制度によつてたくさん金を借りるとするならば、単協がたくさん金を借りて、それを末端組合員に貸してくれるというふうな点の反射利益はあるのです。しかし、この制度によつて直接保証されて、担保力のない者が金を借りるという点については何らの効果がないと私は思ふのです。いかがですか。私は、これはいろいろこの間じゅう考へてみたのですが、結論はそうなると思ふのです。私はいまの基金協会の保証制度というものを、末端漁民が無担保でもこの保証で金を借りられるように、そういうふうな制度の改革をすべきだと考へるのです。いかがですか。

○森本政府委員 中小漁業の融資保証制度の沿革といひますか、これは二十何年ごろにできまして、その当時の系統金融機関の実勢なり実態なりといったようなものを反映をいたしておるわけがあります。したがひまして、漁業者が融資を受けます際に、単に系統金融機関ばかりではなしに、一般の市中銀行も保証対象に入れておる。また系統金融機関としても、末端の単協の資金量というものはきわめてわずかだというふうなことで、そういうことに相応してこの制度が発足をし、今日まできております。

御指摘のような方向に向かうべきであるということ、十分私どもも同感であります。また制度の経過におきましても、三十九年から金融機関としては単協を指定するし、また、漁協の出資金を組合員が共同で利用して、組合員自体が出資をしなくても、漁協の出資を利用して保証が受けられるという制度を開いておるというふうなことで、漸次先生御指摘のような方向に、本制度は変貌しつつあるというのが現在の段階であります。沿岸漁業者が保証を受けておる割合が大体四割程度に、漸次全体のシェアが拡大してきておるというのが沿革であります。

私どもも、御指摘のような方向にこういった制度が役立っていくことが非常に好ましいというふうな思ひますので、いろいろな面から、この制度がきよな方向に向かつていくよう努力していきたいと考へております。

○佐々委員 ざひとつ、この基金協会につきましても、私がいま言った趣旨で検討して、資金の乏しい、担保力のない人たちがこれを利用してできるようにしていただきたいと思ひます。

最後に、忘れておつたというところがあります。が、非常に大事なところで一言お尋ねしておかなければいかぬのは、この前の委員会では、私は与島の漁協の問題について、連合会が持つておる共同漁業権については関係組合員の同意を要するかどうかということについて、その後水産庁のほうでは、私の言う説に同感されたような印象を私は受けておるのです。聞くところによると、共同漁業権の場合であっても、漁業権の得喪変更について

は、単協の総会を開いて同意を得るべきであるというふうな通達を各県に出すというふうな聞いておるのですが、これは出されたか、あるいはいつ出されるかというところだけ最後に聞きまして、これでやめたいと思います。

○森本政府委員 先般の委員会でお尋ねのございました、あのときにおける法律論としては、私も先般申し上げたとおりでありまして、別段変わってはおりませんが、組合運営としては、実態をよく調べ、あるいは関係者の意見を聞きまして、連合会の総会に理事者が出席していく前には、やはり総会なりしかるべき会合において関係組合員の意思を十分確かめた上で、出かけていって意思表示をするのが適切であると思いますので、きょうなことを近く関係都道府県に対して、何らかの形で通達をするというつもりであります。

○佐々委員 早く出してください。

○丹羽委員長 午後二時三十分再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

午後二時四十六分再開

○丹羽委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を続行いたします。伊賀定盛君。

○伊賀委員 午前中から引き続き議論がありましたが、二、三要点を御質問いたしたいと思ひます。

一つは、百億本年度限度額があるのですが、この貸し付けの対象が、たとえば、七十トン未満二十トン以上とか、二十トン以下とか、あるいは共同利用施設とかいうふうに分かれておるわけですが、その貸し付け対象別の百億の内訳ですね。たとえば、二十トン以上七十トン未満が極端に資金需要が多い場合、そちらに取られてしまつて、共同利用施設とか加工施設とかいうものにう

んと少なくなるというふうなことになるってはいけませんので、一応のめどというものがなければいかぬと思ひますから……。

○森本政府委員 百億の中におきますところの種類のめどといひますか、そういう資金のめどでございまして、百億のうちの漁船資金として四十九億という見込みを立てております。その内訳は、二十トン未満が二十四億、二十トン以上が二十五億、それから漁具その他の個人施設は三十一億、共同利用施設として二十億というふうな内容になっております。

○伊賀委員 その場合、貸し付けの対象に「政令規定見込事項」というのがあるのですが、この中に「漁具又は養殖用の」云々、あるいは「漁船漁具保全施設」云々というふうにあるのですが、許可漁業の場合、権利金というものをどういうふうに評価されておるのですか。

○森本政府委員 漁船の資金としては、必要な漁船を建造しないしは改造するために必要な資金というところで、やはり漁船そのものの建造に必要な事業費といひますか、取得費といひますか、こういうものを融資の対象にしたいと考えております。

○伊賀委員 いま、権利金の相場はどれくらいですか。

○安福政府委員 一応われわれとしては、公に行政ベースとして権利金はどうだこうだというあれはないわけですが、いろいろ事業の利潤率、そういうものを換算いたしまして、そういう事例があることは承知してございまして、また、漁業自体が収益率がだいぶ違う実態にございまして、それに応じてそれぞれその時点における評価がされておるようでございます。

たとえば、まき網であればトン当たり五十万であるとか六十万であるとか、あるいは特殊な非常に歩のいい漁業であります、さらにそれが七けたの数字にのぼる、こういう事例もあるように聞

いております。そのときの漁業の実態に応じて相当の評価が行なわれておる、こういう実情でございします。

○伊賀委員 確かに、権利金というのは行政ベースでは認められてないと思ひます。しかし、いまお話しのとおり、まき網の場合でトン当たり五十万としますと、十トンで五百万、七十トンといひますと三千五百万です。これはばかにならない金額になるわけですから、漁業近代化資金が今度創設されて、いわゆる近代化、合理化を進められるわけですから、実際に権利金というものが売買の対象になっておるわけですか。それも行政ベースで認めるか認めないかというだけであつて、実際は事実あるわけですか。

たとえば農地法の中で、小作権というものが所有権のほかに認められ、離作する場合に離作料というものが、行政上認められなくても、法律の上にも明文はないけれども、事実上農業委員会なんかで評価する場合に、離作料というものを評価しておるわけですね。もちろん、これは全国的に一律に評価されたものではない。その地域地域によつて離作料というものの差はあります。しかし、やはりこれは実態に即して農業の場合に離作料というものが評価されておるのです。しかも、その金額がわずかならば——これは融資率ですが、ざつと八〇％ということになっていまして、今度、たとえば漁船建造の場合にはそういうことになっていまして、その金額が決して軽微なものではないというふうになってまいりますと、この際やはり——事実上たれでもできないわけですから、そこに一つの権利金というものが生まれてくることは、これはやむを得ないわけでありまして、そう考へる場合、権利金というものを貸し付けの対象に加ふるべきだと思ひます。場合に

よりますと、その比率が非常に高ければ高いほど、建造資金の自己資金の二〇％は調達できたけれども、権利金のほうがかえつて苦になつて、ついにそれができなかったという場合もあり得るわけでありまして。私どもの場合、カニなんかの場合

でもそういうことがいえるのでありますけれども、権利金が非常に大きいわけではございません。したがつて、いま直ちにということにはならないにしましても、権利金というものを一つの物権といひますか、そういうものとして事実上これを認めて、貸し付けの対象に入れるべきじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○森本政府委員 漁業許可制度の一つの反射的な形として、いま先生が御指摘になったような事態が発生をしておることは、業種によつては事実であらうと思ひます。ただ、自由漁業といつたようなものもありまして、いろんな形態の漁業の姿があるわけでありまして、すべてがすべてそういう事態であるというふうにも私どもは思ひないの

でございます。そういうことでありますし、また発生をしておりますところの評価額といひますか、そういうものも、ものによつてまちまちだといつたようなところもございまして、そういうものを今回の融資の対象にするかどうか、これはなかなか慎重にかまへなければならぬだろう。私は、特にそういったものがいたずらに高額になっていくということは、漁業の進歩発展という点からいって必ずしも好ましいことではないというふうに思ひますから、そういうものに対して制度的な金融をつけていくということについては、私どもとしては、かなり慎重にかまへなければならぬ事柄ではなからうかと思ひます。

○伊賀委員 それはそれとおりだと思ひます。思ひますけれども、制度上認めるかどうかは別にしまして、たとえば、通達とか内規とかという形ではむずかしいかもしれませんが、その金額の評価等については、おのおのその地域の、たとえば漁業調整委員会とか適当な機関で査定をすることによつて——事実上あつてから、これをはおかぶりをして通るということが、かえつておつしやるとおり漁業振興になるかどうか。権利金が高まることは、漁業の振興のためにならないことは事実ですけれども、というて、それを否定した

からといって権利金が、それならだんだん減ってくるかといえますと、むしろそうではなくて、資源保護とかいような立場からいいますと、むしろ無制限に自由操業にすべての漁業を持つていくことが、資源保護には逆行するわけでありまして、そうならば、むしろ長官のおっしゃるようにな、好ましくないけれども、事実は逆に権利金は高まっておる、こういう見方をしたほうが、私は実際のだと思うし、事実はそういうふうに行くのではなからうかという感じがするわけであります。

そうしますと、長官の言うように、それは好ましくないからといってはおかぶりをして通れるかどうかということになりますから、いま直ちにというわけにはまいらないと思いますけれども、少なくともこれは前向きで検討してもらったほうが、おっしゃるとおり漁業振興のためになるのではないかと思います。

○森本政府委員 個別の企業者の立場に立ってみますと、そういうふうな事態が事実として存在するわけでありますから、漁船を新しくつくる場合に、そういったものに要する金もかかるということとはわかるわけであります。しかし、全体の漁業のあり方といったような点等とも関連して、こういう問題を扱っていかねければならぬということでございますので、前向きといえますか、私どもとしては、なるべく慎重にそういう問題は検討すべきだというふうに思っております。

○伊賀委員　それから今度七十トン未満、二十トン以下とかいろいろあるわけですね、貸し付けの限度額が。ところが単協にいきますと、定款に基づいて、おのおのその単協の総会で貸し付けの限度額を決定していますね。その限度額と今度の貸し付けの限度額とがうまくかみ合えばいいのですが、かみ合わなかった場合は、どういふように措置されたらよろしいですか。

○森本政府委員　確かに御指摘のように、總會等で一組の會員当たり幾ら貸すかという限度を、単獨で設けておる例が多いようであります。しか

し、その例を見ますと、そのワケを計算いたします際に、制度金融については別扱いだということふうになさっている例もまた多いようであります。したがって、近代化資金も制度金融でございますから、当然、そういういった組合の定款で定めておる限度からは別扱いのものになるというふうに思っております。私どももさような方向で指導しております。

○伊賀委員　事実はそうでない単協がわりに多いのです。ですからひとつそういう点、行政指導でけっこうですからおやりいただきたい。

○森本政府委員 私どもも、こういった制度の普及には努力をするつもりでおりますけれども、ただいま先生がおっしゃられたようなことは、おそろく未端におけるといいますか、現地における実相をかなりあらわしておるものというふうに思います。したがって、できるかどうかということをも頭に置きまして、保証制度なりあるいは今回の近代化資金の制度なりの普及あるいはPRには、できるだけひとつ努力していきたいと思つております。

○伊賀委員 もう最後の質問で私は終わりたいと思つますが、これは、一昨年漁業災害補償法の一

んとするものがある程度滴たされておるような印象を受けるのでありますけれども、しかし、私が昨年申し上げたのは、御承知のとおり、これは農村といわず漁村といわず、どんどん労働力が都市に集中してまいりまして、いわゆる一次産業の従事者というのは、急速に減退を見ておるわけであります。ですから、たとえば漁業の乗り組み員にしましてもあるいは加工施設にしましても、いわゆる働く労働者諸君というのが確保していく状態になっております。特に加工なんかの場合ですと女子労働化しつつあるわけでありまし

それから、先ほど佐々委員からお話がありました。したが、保証制度がありますが、私どもずっと回りますと、大体単協の役員さん、監事さんとか理事さんとかあるいは総代さん——総代さんなんかになりますと、もはや保証制度のあることを御存じない方が実は多いのです。一般組合員になりますと、むしろ知らない人のほうが多いと見ても差しつかえはないと思う。県なんかで聞いてみますと、いやそんなことはありません、総会にはちゃんと県の何やら課長が出て報告しておりますと、これは農協でも漁協でも一緒でありますが、県あたりではおっしゃる。おそらく水産庁長官もそういうふうに御答弁になるだろうと思う。ちゃんと周知徹底せしめるような措置をとっております、こう言うておりますけれども、しかし、実際農協の総会なり漁協の総会の実態はどうかといえますと、御承知かどうか知りませんが、浪花節

部改正のときに、前の長官のときに私は御質問を申し上げたのです。それは、今度の近代化資金の種類や対象がいろいろと政令の中にも出ておるのですが、漁業の本来の目的というのは、安い価格でコンスタントに國民に食料を供給するというのが本来の目的です。ですから、できるだけ安く生産して安く消費者に提供していくというのがたてまえであります。もちろんその間、漁業者の生活というものはこれは保護されなければなりません。その場合、海から生産されまして、そしてそれが直接なまのまま消費者にいくか、あるいは一次、二次、三次と加工をされて消費者にいくわけですが、いわばその生産から加工もしくは流通段階の一つの接点として、いわゆる価格形成の場としての産地市場というものがとらえられねばならないわけです。昨年の御売り近代化資金のときにも、私はたしか質問をしたように記憶して

て、そういうものを確保するためにも、たとえば住宅とか、あるいは主婦労働を確保するためには保育園とか、子供の一時預り所とかいうようなものも含めて、私はこれを水産団地というふうに申し上げたのですけれども、こうした水産団地というふうなものを構想する必要があるとはいえないかというのを昨年申し上げたのですが、今回近代化資金でそういうものを想定しておるのか、おらないのか。もしおらないとすれば、積極的にそういう方向にこの近代化資金の中で消化するか、あるいは単独立法で考えてもらうかは別にしまして、水産庁としてそういう考え方を持つ時代に来ておるとの違いですか、個々ばらばらにやるということとでなしに。たとえば農・林・漁・畜、これを考えますと、資金の種類というか、それは百七、八十種類ありまして、これではなかなか思い切った総合的な近代化、合理化といふものはなかなか

が来たり踊ったりなんかしまして、そしてその踊りや浪花節が来るときには、組合員が全員そろいますけれども、いわゆる正規の総会なるものは、もう三分の一かそこそこのうちに、異議なし異議なしで全部終わってしまうわけですから、全員組合員がそろったときには、踊りや浪花節が始まっているというのがいなかの実態です。したがって、一般の組合員の方が、こうした近代化資金の制度のできることも、あるいは保証制度のあることも、御存じないというのが事実なんです。そういう事実を長官、御承知ですか。

おるのですけれども、卸売り近代化資金の昨年の創設のときにも、消費地市場は貸し付け対象になりましたけれども、産地市場は貸し付けの対象にならなかったという経緯があるわけであります。しかし、それは法的には貸し付け対象になっておりますから、順次その方向に持っていくますという御答弁だったと記憶しております。

したがいまして、その後の経緯と、それからもう一つは、先ほど申し上げますように、今度この保護施設でありますとか、あるいは処理加工施設、運搬施設というようなことで、私がいま言わ

いと思うのです。そういう意味でいかがですか。

○森本政府委員　御指摘のように、水産について市場を整備してまい。特に産地市場というのは、水産においてはきわめて特異な存在であります。また水揚げをいたしまして、そこで利用配分がこまかにきまる、また加工も行なわれるというような特異な存在であります。したがって、そういうふうな市場を中心にして、その加工なりあるいは流通施設を総合的に整備してまい。ということば、きわめて重要なことでございます。今回四十四年度予算におきましても、そうい

った観点から、いわゆる主要な漁港におきまして流通加工センターといいますが、そういうものの一つの形成調査というふうなものも新しく予算に載せまして、これから発足をさせようというふうなこともやっております。また、今回の近代化資金におきましても、産地市場の必要な施設の融資に対しては、その対象に取り上げるといふようなことにもなっております。それやこれや各種の手段方法を用いまして、市場なり加工施設を一体とした合理的な整備につとめてまいりたいというふうに考えます。

○丹羽委員長 この場合、暫時休憩いたします。
午後三時十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕